

SDA

家庭用自動車保険

普通保険約款・特約
(ロードサービス規定)

ご注意

- この保険約款および特約をぜひお読みください。
 - ご契約内容に変更がある場合には、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
 - 万一、事故が発生した場合は、まず負傷者に対する救護など必要な措置をとり、最寄の警察署へ事故の届出を行うとともに、ただちに弊社事故受付（0120-011-313）へご連絡ください。
-

Please see the English version of the policy conditions by visiting our web page (www.chubb.com/jp-en) or scanning the QR code on the right.



目 次

普通保険約款

第1章 賠償責任条項	4 頁
第2章 人身傷害補償条項	9 頁
第3章 車両条項	14 頁
第4章 基本条項	17 頁

特約

(1) 運転者本人・配偶者限定特約	42 頁	(28) 保険料分割払特約	98 頁
(2) 家族運転者の年齢条件特約	42 頁	(29) 追加保険料分割払特約	99 頁
(3) 家族内新規運転者の自動補償特約	43 頁	(30) 保険料分割払特約 (□座振替)	100 頁
(4) 他車運転補償特約	44 頁	(31) 保険料分割払特約 (大口・□座振替以外)	100 頁
(5) ファミリーバイク特約 (自損傷害型)	47 頁	(32) 追加保険料分割払特約 (大口・□座振替以外)	101 頁
(6) ファミリーバイク特約 (人身傷害型)	48 頁	(33) 保険料分割払特約 (大口・□座振替)	102 頁
(7) 被保険自動車入替時の自動補償特約	50 頁	(34) 追加保険料分割払特約 (大口・□座振替)	103 頁
(8) 記名被保険者による同僚災害補償特約	51 頁	(35) 追加返還保険料□座振替特約	103 頁
(9) 自損事故傷害補償特約	52 頁	(36) 初回保険料□座振替特約	105 頁
(10) 無保険車傷害補償特約	57 頁	(37) 初回訂正保険料□座振替特約	105 頁
(11) 人身傷害車外危険補償特約	61 頁	(38) 保険料クレジットカード払特約	107 頁
(12) 人身傷害 (傷害一時金定額払) 特約	62 頁	(39) 初回保険料払込取扱票・請求書払特約	108 頁
(13) 人身傷害 (傷害一時金定額払) 車外危険補償特約	65 頁	(40) 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	108 頁
(14) 人身傷害定額払特約 (死亡・後遺障害)	67 頁	(41) 団体扱特約 (一般 A)	110 頁
(15) 人身傷害日額払特約 (入院)	70 頁	(42) 団体扱特約 (一般 B)	111 頁
(16) 車対車事故限定補償特約	73 頁	(43) 団体扱特約 (一般 C)	113 頁
(17) 車両危険限定補償特約 (A)	74 頁	(44) 団体扱特約	114 頁
(18) 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	74 頁	(45) 団体扱特約 (□座振替)	115 頁
(19) 二輪自動車・原動機付自転車の盗難補償対象外特約	74 頁	(46) 団体扱追加保険料集金者経由払特約	117 頁
(20) 身の回り品補償特約	75 頁	(47) 集団扱特約	118 頁
(21) 代車費用補償特約	78 頁	(48) 集団扱追加保険料集金者経由払特約	119 頁
(22) 弁護士費用補償特約 (SDA 用)	82 頁	(49) 継続契約手続に関する特約	120 頁
(23) 個人賠償責任補償特約	87 頁	(50) 車両無過失事故特約	121 頁
(24) 車両価額協定保険特約	92 頁	(51) ロードサービス費用補償特約	122 頁
(25) 全損時諸費用補償特約	94 頁	(52) 通信販売特約	128 頁
(26) 車対車事故免責金額ゼロ特約	95 頁	(53) 共同保険に関する特約	128 頁
(27) 対物超過修理費用補償特約	96 頁	(54) 被害者救済費用補償特約	129 頁

ロードサービス規定

ロードサービス規定	135 頁
-----------	-------

第1章 賠償責任条項

第1条（用語の定義）

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものを行い、情報の流布 ^(注) のみに起因するものを除きます。 (注) 特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフトおよびガイドウェイバス ^(注) をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。 ^(注) (注) 被保険自動車を主に使用する者とします。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物 ^(注) 、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 (注) その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	被保険者の自己負担となる金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）

- 当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- 当会社は、1回の対人事故による（1）の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額^(注)を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(注) 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第3条（保険金を支払う場合—対物賠償）

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
 - 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 台風、洪水または高潮

- ⑥ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技^(注5)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
- ⑩ 被保険自動車に危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群眾または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義等)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注8) 家事を除きます。
- (2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(保険金を支払わない場合—その2 対人賠償)

当社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
 - ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
 - ④ 被保険者の業務^(注)に従事中の使用人
 - ⑤ 被保険者の使用者の業務^(注)に従事中的他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務^(注)に使用している場合に限ります。
- (注) 家事を除きます。

第6条(保険金を支払わない場合—その3 対物賠償)

当社は、対物事故により、次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第7条(被保険者の範囲—対人・対物賠償共通)

この賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者としします。

- ① 記名被保険者
 - ② 被保険自動車を使用するまたは管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用するまたは管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
 - ④ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注1)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限りします。
 - ⑤ 記名被保険者の使用者^(注2)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者^(注2)の業務に使用している場合に限りします。
- (注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りします。
- (注2) 請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第8条(個別適用)

- (1) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条(保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)(1)①の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、第15条(支払保険金の計算—対人賠償)(1)および第16条(支払保険金の計算—対物賠償)(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第9条（当会社による援助—対人・対物賠償共通）

被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第10条（当会社による解決—対人賠償）

- (1) 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。
- (注) 弁護士を選任を含みます。
- (2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額^(注)の合計額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
 - ④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- (注) 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注)を超えることが明らかになった場合
 - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
- ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額は、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	自賠責保険等によって支払われる金額 ^(注)	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	----------------------------------	---	--------------------------------	---	-------

- (注) 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第12条（当会社による解決—対物賠償）

- (1) 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。
- (注) 弁護士を選任を含みます。
- (2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
- ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額^(注)を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がその免責金額を下回るとき。
- (注) 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

第13条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して

- 支払責任を負う限度において、当会社に対して（３）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	次の①または②のうちいずれか高い額	＝	損害賠償額
-----------------------------------	---	-------------------	---	-------

- 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
 - 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) または (7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) １回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注1)が保険証券記載の保険金額^(注2)を超えるものと認められる時以後、損害賠償請求権者は（１）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（２）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- (2) ④に規定する事実があった場合
 - 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
 - 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注1) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (注2) 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。
- (7) (6) ②または③に該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第14条（費用－対人・対物賠償共通）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注1)は、これを損害の一部とみなします。

- 基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - 被保険自動車に積載していた動産^(注2)が偶然に落下したこと起因して、落下物を取片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
 - 対物事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法（昭和27年法律第180号）第58条（原因者負担金）の規定その他の法令の規定により原因者負担金として支出した費用
 - 対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第10条（当会社による解決－対人賠償）（2）または第12条（当会社による解決－対物賠償）（2）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
 - 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- (注1) 収入の喪失を含みません。
- (注2) 法令により積載が禁止されている動産または法令により禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第15条（支払保険金の計算－対人賠償）

- (1) １回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	前条①から③までの費用	－	自賠償保険等によって支払われる金額 ^(注)	＝	保険金の額
-----------------------------------	---	-------------	---	----------------------------------	---	-------

(注) 被保険自動車に自賠償保険等の契約が締結されていない場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額をい

います。

- (2) 当社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条⑥および⑦の費用

② 第10条（当社による解決－対人賠償）（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第16条（支払保険金の計算－対物賠償）

- (1) 1回の対物事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第14条（費用－対人・対物賠償共通）①から⑤までの費用	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	-	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	保険金の額
-----------------------------------	---	-----------------------------	---	---	---	---------------------------	---	-------

- (2) 当社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 第14条（費用－対人・対物賠償共通）⑥および⑦の費用

② 第12条（当社による解決－対人賠償）（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第17条（仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通）

- (1) 第9条（当社による援助－対人・対物賠償共通）、第10条（当社による解決－対人賠償）（1）または第12条（当社による解決－対物賠償）（1）の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

① 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額^(注1)

② 対物事故については、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額^(注2)

(注1) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (2) (1) により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

- (3) (1) の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2) ただし書、第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2) ただし書、同条（7）ただし書、第15条（支払保険金の計算－対人賠償）（1）ただし書および前条（1）ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 利息を含みます。

- (4) (1) の供託金^(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注)の限度で、(1) の当社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 利息を含みます。

- (5) 基本条項第23条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第18条（先取特権－対人・対物賠償共通）

- (1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 第14条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合^(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合^(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第14条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第 19 条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第 14 条（費用－対人・対物賠償共通）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 2 章 人身傷害補償条項

第 1 条（用語の定義）

この人身傷害補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) を除きます。 (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条（定義）第 4 項に定める運転者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
裁判上の基準により算定される損害の額	判決または裁判上の和解 ^(注1) において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別表 1 と異なる裁判上の基準によって算定された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められ、かつ、その基準により算定される損害の額 ^(注2) をいいます。 (注 1) 民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 275 条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。 (注 2) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠償保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠償保険等以外のものをいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	次条（2）に規定する人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金請求権者	次条（2）に規定する人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者 ^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
保有者	自動車損害賠償保障法第 2 条第 3 項に定める保有者をいいます。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車明らかにでない認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が 2 台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 ^(注1) が、2 億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合

用語	定義
無保険自動車	② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)が、2億円に達しない場合 (注1) ③に該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 (注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
無保険車事故	無保険自動車の運行に起因する事故により、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じることをいいます。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この人身傷害補償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- (2) (1)の人身傷害事故とは、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(注)を被ることをいいます。
- 被保険自動車の運行に起因する事故
 - 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- (注) ガス中毒を含み、次のものを含みません。
- 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- (3) (1)の損害の額は、第7条（損害額の決定）に定める損害の額とします。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態^(注1)もしくは身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた損害
 - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 被保険自動車を競技もしくは曲技^(注4)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。
- 被保険自動車に危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、または被保険自動車、危険物^(注6)を業務^(注7)として積載

した被^{けん}牽引自動車^{けん}を牽引すること。

- (注 1) 群眾または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注 2) 使用済燃料を含みます。
- (注 3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注 4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注 5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注 6) 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高压ガス、火柴類もしくはは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくはは劇物をいいます。
- (注 7) 家事を除きます。

第 5 条（被保険者の範囲）

- (1) この人身傷害補償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者としす。
- 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(註)に搭乗中の者
 - ①以外の者で、被保険自動車の保有者
 - ①および②以外の者で、被保険自動車の運転者
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1) ①または③のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により第 2 条（保険金を支払う場合）(2) の傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第 3 条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。
- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車を搭乗中の者
 - 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第 6 条（個別適用）

この人身傷害補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第 7 条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、第 2 条（保険金を支払う場合）(2) に規定する人身傷害事故の直接の結果として、被保険者が次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、別表 1 および (2) から (5) までの規定により算定された金額^(註)の合計額とします。
- 傷害
治療が必要であること。
 - 後遺障害
別表 2 の 1 または別表 2 の 2 に掲げる後遺障害が生じたこと。
 - 死亡
死亡したこと。
- (注) 賠償義務者がいる場合において、自賠責保険等によって支払われる金額を下回るときは、自賠責保険等によって支払われる金額とします。
- ただし、この場合における自賠責保険等によって支払われる金額は、自賠責保険等がないとき、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額があるときは、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (2) (1) ②の後遺障害の等級は、別表 2 の 1 または別表 2 の 2 に定めるところによります。ただし、同表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、別表 2 の 2 に掲げる 2 種以上の後遺障害が生じた場合には、次に定める等級の後遺障害に該当したものとみなします。ただし、同一事故により、別表 2 の 1 に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級と、次の①から④の規定による後遺障害の等級のいずれか上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- 第 1 級から第 5 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の 3 級上位の等級
 - ①以外の場合で、第 1 級から第 8 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 2 級上位の等級
 - ①および②以外の場合で、第 1 級から第 13 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級
 - ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）(2) の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって後遺障害に関する損害の額を決定します。

別表 2 の 1 または別表 2 の 2 に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた損害の額

－

既にあった後遺障害に該当する等級に応じた損害の額

=

後遺障害に関する損害の額

- (5) 次のいずれかに該当する事由により、第 2 条（保険金を支払う場合）(2) の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害額とします。

- ① 被保険者が第2条（2）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくはは疾病が影響したこと、または同条（2）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくはは疾病が影響したこと。
 - ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくはは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。
- (6) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1)の区分ごとに別表1 および(2)から(5)までの規定により算定された金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分^(注)を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、当会社に請求することができます。ただし、算出した金額に賠償義務者の損害賠償に係る責任割合を乗じた金額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合を除きます。
- (注) 算出した金額に賠償義務者の損害賠償に係る責任割合を乗じた金額をいいます。
- (7) (6) の場合には、基本条項第29条（代位）(1)の規定にかかわらず、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利は、当会社に移転しません。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (注) 収入の喪失を含みません。

第9条（支払保険金の計算）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(2)に規定する1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第7条（損害額の決定）(1)から(5)までの規定により決定される損害額	+	前条の費用	=	保険金の額
-------------------------------------	---	-------	---	-------

- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までのいずれかに該当するものがある場合には、第2条（保険金を支払う場合）(2)に規定する1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第7条（損害額の決定）(1)から(5)までの規定により決定される損害額	+	前条の費用	-	次の①から⑥までの合計額	=	保険金の額
-------------------------------------	---	-------	---	--------------	---	-------

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（1）の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくはは共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- ④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた金額^(注1)
- ⑤ 第7条（1）から（5）までの規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ ①から⑤までのほか、第2条（1）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注2)

(注1) 労働者災害補償保険法に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、裁判上の基準により算定される損害の額が第7条（損害額の決定）(1)から(5)までの規定により決定される損害額を超える場合は、第2条（保険金を支払う場合）(2)に規定する1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

- ① (1)に定める保険金の額および(2)①から⑥までの額の合計額が裁判上の基準により算定される損害の額および前条の費用の合計額を超過する場合

(1)に定める 保険金の額	-	(1)に定める 保険金の額 + (2)①から⑥ までの合計額	)	-	裁判上の基準により 算定される損害 の額 + 前条の費用	)	=	保険金の額
------------------	---	---	---	---	---	---	---	-------

- ② ①以外の場合

(1)の算式

- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険金請求権者が、第7条（損害額の決定）(6)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額をいいます。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第7条（損害額の決定）(2)から(6)までの規定により決定される損害額	+	前条の費用	-	次の①から③までの合計額	=	保険金の額
-------------------------------------	---	-------	---	--------------	---	-------

- ① 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた金額^(注1)

- ② 第7条（2）から（6）までの規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ③ ①および②のほか、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^{（注2）}
- （注1）労働者災害補償保険法に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
- （注2）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第10条（支払限度額に関する特則）

- （1）当会社は、次のいずれにも該当する場合は、前条（1）から（4）までのただし書^{（注）}の規定にかかわらず、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は2億円を限度とします。
 - ① 第2条（保険金を支払う場合）（2）に規定する人身傷害事故が無保険車事故に該当する場合
 - ② 賠償義務者がいる場合
 - ③ 保険証券記載の保険金額が無制限以外である場合

（注）前条（2）③のただし書を除きます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。
 - ① 次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合。ただし、これらの者以外に賠償義務者がいる場合を除きます。
 - ア. 被保険者の父母、配偶者または子
 - イ. 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^{（注）}に従事している場合に限りです。
 - ウ. 被保険者の使用者の業務^{（注）}に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務^{（注）}に従事している場合に限りです。
 - ② 被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合。ただし、無保険自動車2台以上ある場合で、これらの者または①イもしくはウに定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

（注）家事を除きます。
- （3）当会社は、（1）以外の場合で次のいずれにも該当するときは、前条（1）から（4）までのただし書^{（注）}の規定にかかわらず、保険証券記載の保険金額の2倍の金額を限度として同条（1）から（4）までの規定を適用します。
 - ① 別表2の1の第1級もしくは第2級または別表2の2の第1級、第2級、第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められるとき。
 - ② 保険証券記載の保険金額が無制限以外であるとき。

（注）前条（2）③のただし書を除きます。

第11条（保険金請求権者の義務等）

- （1）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を被った場合であって、賠償義務者がいるときには、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
 - ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第2条（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
 - ⑤ 人身傷害事故の原因となった、被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- （2）保険金請求権者は、特に必要となる書類または証拠となるものを、遅滞なく提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- （3）当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合または（1）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （4）被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度的利用等により費用の軽減につとめなければなりません。
- （5）保険契約者または保険金請求権者は損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行うとき、または賠償義務者と合意するときは、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- （6）保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- （7）当会社は、賠償義務者または第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がいる場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することがあります。

第12条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を經由して行うものとします。

第13条（代位）

- （1）保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、基本条項第29条（代位）（1）および（2）の規定を適用します。この場合において、同条項の規定の適用については、次に定めるところによります。

- ① 基本条項第 24 条（保険金の支払時期）（１）⑤ならびに第 29 条（１）および（２）の規定中「被保険者」とあるのは「保険金請求権者」と読み替えるものとします。
- ② 基本条項第 29 条（１）の「損害の額」は、人身傷害補償条項第 7 条（損害額の決定）の規定により決定される損害額をいいます。ただし、裁判上の基準により算定される損害の額が同条の規定により決定される損害額を超える場合は、基本条項第 29 条（１）の「損害の額」は、裁判上の基準により算定される損害の額とします。
- ③ 基本条項第 29 条（１）の「被保険者が取得した債権の額」は、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額をいいます。
- （２）当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転します。この場合において、その請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合には、保険金請求権者は遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第 3 章 車両条項

第 1 条（用語の定義）

この車両条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ＥＴＣ車載器	有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
カーナビゲーションシステム	自動車用電子式航法装置をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合 ^{（注）} 、または第 8 条（修理費）の修理費が保険価額以上となる場合をいいます。 （注）車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等 ^{（注）} で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初度検査年月を含みます。
付属品	被保険自動車に定着または装備されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ＥＴＣ車載器、ドライブレコーダーその他これらに準ずる物を含みます。ただし、次の物を含みません。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物
分損	第 8 条（修理費）の修理費が保険価額未満となる場合をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	被保険者の自己負担となる金額をいいます。
用途車種	登録番号標等 ^{（注 1）} 上の分類番号、色等に基づき定めた区分 ^{（注 2）（注 3）} をいいます。 （注 1）車両番号標および標識番号標を含みます。 （注 2）自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 （注 3）自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。
- (2) (1) の被保険自動車には、付属品を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃貸契約に基づく被保険自動車の借主^(注1)
 - ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
 - エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
 - オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りす。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技^(注5)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
- ⑩ 被保険自動車に危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注8) 家事を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間^(注1)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート^(注2)である場合を除きます。
 - ② 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
 - ③ 故障損害^(注3)
 - ④ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
 - ⑤ 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
 - ⑥ タイヤ^(注4)に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
 - ⑦ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- (注1) 積み込みまたは積下し中を含みます。
- (注2) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。
- (注3) 偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注4) チューブを含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態^(注1)もしくは身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注2)等の

影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注3)
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注3)
 - ③ ①および②に定める者の法定代理人
 - ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
 - ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
- (注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
(注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
(注3) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条(被保険者の範囲)

この車両条項における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第7条(損害額の決定)

当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、保険価額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

次条に定める 修理費	－	修理に際し部分品を交換したために被保険自動車全 体として価額の増加を生じた場合は、その増加額	－	修理に伴って生じた残存物 がある場合は、その価額	＝	損害額
---------------	---	---	---	-----------------------------	---	-----

第8条(修理費)

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えたと認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第9条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注1)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生地のからもよりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで運搬するために必要な仮修理の費用
- ④ 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用
- ⑤ フェリーボート^(注2)によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額

(注1) 収入の喪失を含みません。

(注2) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第10条(支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

- ① 全損の場合は、第7条(損害額の決定)①の額
- ② 分損の場合は、第7条②の額から保険証券記載の免責金額^(注)を差し引いた額。ただし、保険金額が保険価額に達しない場合は、次の算式によって算出した額とします。

第7条②の額	－	保険証券記載の免責金額 ^(注)	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 2px 5px;">保険金額</td></tr><tr><td style="padding: 2px 5px;">保険価額</td></tr></table>	保険金額	保険価額	＝	保険金の額
保険金額								
保険価額								

(注) 当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条の費用の合計額を支払います。

(3) 第7条(損害額の決定)の損害額および前条の費用のうち、回収金^(注1)がある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超えるとときは、当会社は(1)および(2)に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 損害額および費用の合計額から(1)および(2)に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第11条(現物による支払)

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第 12 条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- (2) 被保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1) または (2) の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第 13 条（盗難自動車の返還）

当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して 60 日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第 4 章 基本条項

第 1 条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。 ^(注) (注) 被保険自動車を主に使用する者としてします。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 ^(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動運行装置	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 41 条（自動車の装置）に定める自動運行装置をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自動車の新規取得	被保険自動車と同一の用途車種 ^(注1) の自動車を新たに取得 ^(注2) し、または 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 (注 1) 別表 3 に掲げる用途車種をいいます。 (注 2) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有自動車	被保険自動車と同一の用途車種 ^(注1) の所有する自動車 ^(注2) をいいます。ただし、被保険自動車および新規取得自動車を除きます。 (注 1) 別表 3 に掲げる用途車種をいいます。 (注 2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
新規取得自動車	新たに取得 ^(注) しまたは借り入れた自動車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

用語	定義
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度検査年月を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項の保険金をいいます。
用途車種	登録番号標等 ^(注1) 上の分類番号、色等に基づき定めた区分 ^{(注2)(注3)} をいいます。 (注1) 車両番号標および標識番号標を含みます。 (注2) 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 (注3) 自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第2条（保険責任の始期および終期）

- 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料徴収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内^(注)において生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。
(注) 日本国外における日本船舶内を含みます。

第4条（告知義務）

- 保険契約者または記名被保険者^(注)になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(注) 車両条項においては、被保険者となります。
- 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者^(注)が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 車両条項においては、被保険者となります。
- (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (2)に規定する事実がなくなった場合
 - 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注1)
 - 保険契約者または記名被保険者^(注2)が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(注1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
(注2) 車両条項においては、被保険者となります。
- (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第5条（通知義務）

- 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - 被保険自動車の用途車種または登録番号^(注1)を変更したこと。
 - ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注2)が発生したこと。
(注1) 車両番号および標識番号を含みます。
(注2) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じ

- 時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条（被保険自動車の譲渡）

- (1) 被保険自動車が譲渡^(注1)された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人^(注2)に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人^(注2)に譲渡^(注1)する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人^(注2)に移転します。
- (注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。
- (注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
- (2) 当会社は、被保険自動車が譲渡^(注1)された後^(注2)に、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。
- (注2) (1)ただし書の書面を受領した後を除きます。

第8条（被保険自動車の入替）

- (1) 次のいずれかに該当し、新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替を行う場合に、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、新規取得自動車または所有自動車について、この保険契約を適用します。
- ① 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合
- ア. 被保険自動車の所有者
- イ. 記名被保険者^(注)
- ウ. 記名被保険者^(注)の配偶者
- エ. 記名被保険者^(注)またはその配偶者の同居の親族
- ② 被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、その時において、①アからエまでのいずれかに該当する者の所有自動車があるとき。
- (注) 賠償責任条項の適用がない場合は、被保険自動車の所有者とします。
- (2) (1)の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
- (3) 当会社は、(1)①または②に規定する事実があった場合であっても、(1)の書面を受領するまでの間に、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第10条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、車両条項の保険金額が被保険自動車の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、

車両条項の保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第12条（保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第7条（被保険自動車の譲渡）(1)または第8条（被保険自動車の入替）(1)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限りです。
- (2) 当会社は、保険契約者が第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行行使しなければ消滅します。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者^(注1)が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注2)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注2)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注1) 記名被保険者または車両条項の被保険者に限りです。
- (注2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 被保険者^(注1)が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者^(注2)に生じた損害^(注3)に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- (注1) 賠償責任条項または人身傷害補償条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限りです。
- (注2) 人身傷害補償条項における被保険者に限りです。
- (注3) 被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または記名被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① 賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害^(注)
 - ② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- (注) 賠償責任条項第14条（費用・対人・対物賠償共通）に規定する費用のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
- (5) 車両条項の被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (4)①および②の損害^(注1)
 - ② 人身傷害補償条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害^(注2)。ただし、その損害^(注2)に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。
- (注1) 賠償責任条項第14条（費用・対人・対物賠償共通）に規定する費用のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
- (注2) (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 15 条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第 4 条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注) に対し別表 4 に掲げる短期料率によって計算した保険料を返還または請求します。
- (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) (1) および (2) の規定により追加保険料を請求する場合において、第 12 条（保険契約の解除）（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません^(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 第 7 条（被保険自動車の譲渡）（1）または第 8 条（被保険自動車の入替）（1）の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未經過期間に対し別表 4 に掲げる短期料率によって計算した保険料を返還または請求します。
- (5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) (1)、(2) および (4) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未經過期間に対し別表 4 に掲げる短期料率によって計算した保険料を返還または請求します。
- (7) (6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第 16 条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第 9 条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第 17 条（保険料の返還—取消しの場合）

第 10 条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第 18 条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

- (1) 第 11 条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に^{さかのぼ} 遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第 11 条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、減額前の保険金額に対応する保険料と減額後の保険金額に対応する保険料との差に基づき、未經過期間に対し別表 4 に掲げる短期料率によって計算した保険料を返還します。

第 19 条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第 4 条（告知義務）（2）、第 5 条（通知義務）（2）、同条（6）、第 12 条（保険契約の解除）（1）、同条（2）、第 13 条（重大事由による解除）（1）またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第 12 条（保険契約の解除）（3）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。

領収した保険料	－	既経過期間に対し別表 4 に掲げる短期料率によって計算した保険料	=	返還する保険料
---------	---	----------------------------------	---	---------

ただし、中途更改に伴い保険契約を解除する場合で、保険契約の条件を変更する方法が保険契約引受に関する制度上、中途更改に限られるときは、未經過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。なお、中途更改とは、保険契約者がこの保険契約と記名被保険者^(注) および被保険自動車を同一とし、かつ、この保険契約を解除した日を保険期間の初日とする保険契約を当社と締結することをいいます。

(注) 賠償責任条項の適用がない場合は、被保険自動車の所有者とします。

- (3) 第 15 条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の規定により保険料の返還または請求を行った場合には、(2) 中「領収した保険料」とあるのを「解約時の保険契約に基づいた保険料」と読み替えて(2)の規定を適用するものとする。ただし、払い込むべき保険料のうち、未払込の保険料がある場合は、当社は、その額を返還する保険料から差し引きます。
- (4) 保険期間が 1 年を超える保険契約を第 12 条（保険契約の解除）（3）の規定により、保険契約者が解除した場合には、次のいずれかの規定に従い保険料を返還します。
- ① 解除のあった日の属する契約年度が最終保険年度となる場合には、当社は、未經過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
- ② ①以外の場合には、当社は、解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、(2) の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、その全額を返還します。

第 20 条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりま

せん。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 被保険自動車が自動運行装置を備えている場合は、その装置の作動状況
 - ウ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ⑤ 被保険自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
- ⑥ 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
- ⑦ 他人に損害賠償の請求^(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑧ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑨ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑩ ①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第21条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②から⑤までまたは⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑦に違反した場合は、法律上の損害賠償責任がないと認められる額
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 人身傷害補償条項および車両条項に関して、それぞれの保険契約または共済契約における損害の額が異なる場合には、そのうち最も高い額をいいます。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第23条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 人身傷害補償条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
 - ア. 被保険者が死亡した場合は、その死亡の時
 - イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合は、その後遺障害が生じた時
 - ウ. 被保険者が傷害を被った場合は、治療を要しなくなった時
 - ③ 車両条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 公の機関が発行する交通事故証明書^(注1)
 - ④ 被保険自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑧ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑨ 賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故のうち他人の財物の滅失、破損もしくは汚損に係る保険金、または車

両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注2)および被害が生じた物の写真^(注3)

- ⑩ 賠償責任条項第1条に規定する対物事故のうち軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
- ⑪ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
- (注2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注3) 画像データを含みます。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2)または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 車両条項第1条(用語の定義)に規定する保険価額を含みます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過するまでに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、被保険者の被った傷害に関して、第20条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定による通知または第23条(保険

金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第26条 (損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)または第13条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書^(注1)
- ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑦ 賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する対物事故のうち他人の財物の滅失、破損または汚損に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注2)および被害が生じた物の写真^(注3)
- ⑧ 賠償責任条項第1条に規定する対物事故のうち軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る損害賠償額の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
- ⑨ その他当社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

(注2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注3) 画像データを含みます。

- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者として、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (4) 当会社は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

- (6) 当会社は、賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)(2)①から⑤まで、第13条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)(2)①から④までまたは同条(6)①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を経るべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
- ② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門

機関による審査等の結果の照会 120 日

- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（６）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ⑤（６）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
 - （注 1）損害賠償請求権者が（１）および（２）の規定による手続を完了した日をいいます。
 - （注 2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 - （注 3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （８）（６）および（７）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、（６）または（７）の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 27 条（時効）

保険金請求権は、第 23 条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 28 条（損害賠償額請求権の行使期限）

賠償責任条項第 11 条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）および第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行わせることはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して 3 年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第 29 条（代位）

- （１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、当会社が支払った保険金の額または次の額のうちのいずれか低い額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の額の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- （２）（１）の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （３）被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、（１）において当会社に移転した権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。
- ① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が酒に酔った状態^(注 1)または身体に道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 44 条の 3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ④ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注 2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害
- （注 1）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- （注 2）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物をいいます。

第 30 条（保険契約者の変更）

- （１）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険自動車の譲受人^(注)に移転させる場合は、第 7 条（被保険自動車の譲渡）（１）の規定によるものとします。
- （注）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
- （２）（１）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- （３）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 31 条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- （１）この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- （２）（１）の代表者が定まらない場合には、その所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- （３）保険契約者が 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 32 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 33 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 人身傷害補償条項損害額基準

この損害額基準において、「労働能力喪失率」、「ライブニッツ係数」、「年齢別平均給与額表」、「年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数」および「平均余命」はそれぞれ次表「付表」に定めるところによります。

区分	付表
労働能力喪失率	付表 1
ライブニッツ係数	付表 2
年齢別平均給与額表	付表 3
年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数	付表 4
平均余命	付表 5

1. 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定^(注1)するまでの間に被保険者が被った積極損害、休業損害および精神的損害とします。なお、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注2)であるときには、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注1）治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

（注2）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害	(1) 救助捜索費 社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
	(2) 治療関係費 ア. 応急手当費 応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。 イ. 護送費 事故発生場所から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とします。 ウ. 診察料 初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。 エ. 入院料 入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。 ただし、被害者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。 オ. 投薬料、手術料、処置料等 治療のために必要かつ妥当な実費とします。 カ. 通院費、転院費、入院費または退院費 通院、転院、入院または退院に要する費用として必要かつ妥当な実費とします。 キ. 看護料 (ア) 入院中の看護料 原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,200円とします。 ただし、12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合以外であっても、医師の要看護証明があるとき等、医療機関の実情、傷害の態様等からやむを得ない理由があるときに限り、近親者等が付き添ったときは1日につき4,200円を、それ以外の者が付き添ったときは必要かつ妥当な実費を認めることができます。 (イ) 自宅看護料又は通院看護料 医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとします。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しません。 a. 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者 立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。 b. 近親者等 1日につき2,100円とします。 ク. 入院中の諸雑費 療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくはは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。

	ケ. 柔道整備等の費用 免許を有する柔道整備師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。 コ. 義肢等の費用 (ア) 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補綴、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。 (イ) (ア)に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。 サ. 診断書等の費用 診断書、診療報酬明細書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。
	(3) 文書料 交通事故証明書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。
	(4) その他の費用 上記 (1) から (3) 以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
2. 休業損害	受傷により収入（専ら被保険者本人の労働の対価として得ているもの）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。 なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。 (1) 有職者の場合 下記の算定方法によります。ただし、提出資料上 1 日あたりの減収額が 6,100 円を下回る場合またはその額の立証が困難な場合は、エ. を除き、1 日につき 6,100 円とします。 なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。 ア. 給与と所得者 事故直前 3 か月間の月例給与等 90 日 × 休業損害の対象となる日数 (ア) 事故直前 3 か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における 3 か月間の月例給与の合計額（本給および付加給）により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。 (イ) 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。 (ウ) 賞与等について、現実に入収の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。 (エ) 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。 イ. 商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者 過去 1 か年間の収入額 － 必要経費 × 寄与率 365 日 × 休業損害の対象となる日数 (ア) 過去 1 か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表 3 に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 (イ) 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。 (ウ) 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。 ウ. 自由業者 過去 1 か年間の収入額（固定費を除く） － 必要経費 × 365 日 365 日 × 休業損害の対象となる日数 (ア) 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む方であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに準じる者をいいます。 (イ) 過去 1 か年間の収入額、必要経費、代替労力については「イ. 商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者」に準じます。

工. アルバイト・パートタイマー

「ア. 給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

事故直前3か月間の就労日数

90日

×

休業した期間の延べ日数

(2) 家事従業者

現実に家事に従事できなかった日数に対し、1日につき6,100円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

(3) 金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法の被保護者等の現に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

下記の算定方法によります。

日額 × 対象日数

(1) 日額

(ア) 入院1日につき8,600円

(イ) 通院1日につき4,300円

(2) 対象日数

期間区分ごとに定める次の割合を入院および通院それぞれの基準日数に乘じて算出します。

期間区分	割合
事故から3ヶ月までの期間	100%
事故から3ヶ月超6ヶ月までの期間	75%
事故から6ヶ月超9ヶ月までの期間	45%
事故から9ヶ月超13ヶ月までの期間	25%
事故から13ヶ月超の期間	15%

(ア) 入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とします。

(イ) 通院基準日数

期間区分ごとの総日数（治療最終日が属する期間区分においては、治療最終日までの総日数をいいます。）から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、医師による治療を受けた実通院日数の2倍を上限として定めます。なお、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限り。）、およびハローベストをいいます。以下同様とします。）を常時装着した場合は、その日数を実通院日数に含みます。ただし、医師の指示による固定であること（診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限り。ます。

- 長管骨（上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または育柱
- 長管骨に接続する三大関節部分（上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）
- ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り。ます。
- 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り。ます。

(3) 妊婦が胎児を死産または流産（人工流産を含みます。）した場合

(1) の金額に以下の金額を加算します。

妊娠月数（週数）	金額
3か月（12週）以内	30万円
4か月（13週）～6か月（24週）	50万円
7か月（25週）以上	80万円

2. 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。
なお、後遺障害の等級は別表2の1または別表2の2によります。

1. 逸失利益	後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失をい い、原則として、下記の(1)および(2)に従い次の算式により計算します。 収入額 × 労働能力 喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 (1) 被保険者区分別計算方法 ア. 家事従事者以外の有職者 下記のいずれか高い額とします。 (ア) 収入額 × 労働能力 喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 (イ) 年齢別平均 給与額 × 労働能力 喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額 のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均 給与額の年相当額とします。 イ. 家事従事者および18歳以上の学生 年齢別平均 給与額 × 労働能力 喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額 のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均 給与額の年相当額とします。 ウ. 幼児および18歳未満の学生 年 齢 別 平 均 給 与 額 × 労働能力 喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額 のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均 給与額の年相当額とします。 エ. 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者 下記のいずれか高い額とします。 (ア) 18歳平均 給与額 × 労働能力 喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 (イ) 年齢別平均給与 額の50% × 労働能力 喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数
	(2) 収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法 上記(1)の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は、下記 のとおりとします。 ア. 収入額 (ア) 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいづ れか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確 認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる 資料があるときは、付表3に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 (イ) 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表3によります。ただし、年齢別平均給与額において、 被保険者の年齢が18歳未満の場合は18歳平均給与額とします。 イ. 労働能力喪失率 付表1に定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、 被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

	ウ、労働能力喪失期間 労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。 エ、ライブニッツ係数 労働能力喪失期間（年数）に対応するライブニッツ係数は、付表 2 によります。																																	
2. 精神的損害	後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。 ア、別表 2 の 1 の場合 <table><tr><td>第 1 級</td><td>1,900 万円</td></tr><tr><td>第 2 級</td><td>1,600 万円</td></tr></table>	第 1 級	1,900 万円	第 2 級	1,600 万円	イ、別表 2 の 2 の場合 <table><tr><td>第 1 級</td><td>1,900 万円</td></tr><tr><td>第 2 級</td><td>1,600 万円</td></tr><tr><td>第 3 級</td><td>1,300 万円</td></tr><tr><td>第 4 級</td><td>1,100 万円</td></tr><tr><td>第 5 級</td><td>850 万円</td></tr><tr><td>第 6 級</td><td>650 万円</td></tr><tr><td>第 7 級</td><td>550 万円</td></tr><tr><td>第 8 級</td><td>450 万円</td></tr><tr><td>第 9 級</td><td>350 万円</td></tr><tr><td>第 10 級</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>第 11 級</td><td>180 万円</td></tr><tr><td>第 12 級</td><td>120 万円</td></tr><tr><td>第 13 級</td><td>70 万円</td></tr><tr><td>第 14 級</td><td>50 万円</td></tr></table> ただし、第 1 級、第 2 級および第 3 級に該当する者で、父母、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。）、子のいずれかがいる場合は、第 1 級 2,400 万円、第 2 級 1,800 万円、第 3 級 1,500 万円とします。	第 1 級	1,900 万円	第 2 級	1,600 万円	第 3 級	1,300 万円	第 4 級	1,100 万円	第 5 級	850 万円	第 6 級	650 万円	第 7 級	550 万円	第 8 級	450 万円	第 9 級	350 万円	第 10 級	250 万円	第 11 級	180 万円	第 12 級	120 万円	第 13 級	70 万円	第 14 級	50 万円
第 1 級	1,900 万円																																	
第 2 級	1,600 万円																																	
第 1 級	1,900 万円																																	
第 2 級	1,600 万円																																	
第 3 級	1,300 万円																																	
第 4 級	1,100 万円																																	
第 5 級	850 万円																																	
第 6 級	650 万円																																	
第 7 級	550 万円																																	
第 8 級	450 万円																																	
第 9 級	350 万円																																	
第 10 級	250 万円																																	
第 11 級	180 万円																																	
第 12 級	120 万円																																	
第 13 級	70 万円																																	
第 14 級	50 万円																																	
3. 将来の介護料	将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式により計算します。 <table><tr><td>介護料</td><td>×</td><td>介護期間に対応するライブニッツ係数</td></tr></table> （1）介護料 ア、別表 2 の 1 の第 1 級に該当する後遺障害の場合 1 か月につき 16 万円とします。 イ、別表 2 の 1 の第 2 級または別表 2 の 2 の第 1 級、第 2 級または第 3 級③もしくは④に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合 1 か月につき 8 万円とします。 （2）介護期間、中間利息控除方法 ア、介護期間 障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、付表 5 に定める平均余命等を勘案し決定します。 イ、ライブニッツ係数 介護期間（年数）に対応するライブニッツ係数は付表 2 によります。		介護料	×	介護期間に対応するライブニッツ係数																													
介護料	×	介護期間に対応するライブニッツ係数																																
4. その他の損害	上記 1 から 3 以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500 万円を限度とします。																																	

3. 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費	100 万円とします。
2. 逸失利益	死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失（年金および恩給を除きます。）をいい、原則として、下記の (1) および (2) に従い次の算式により計算します。 $\left(\text{収入額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$ (1) 被保険者区分別計算方法 ア. 家事従事者以外の有職者 下記のいずれか高い額とします。 (ア) $\left(\text{現実収入額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$

	(イ) $\left(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$ 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。 イ. 家事従事者および18歳以上の学生 $\left(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$ 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。 ウ. 幼児および18歳未満の学生 $\left(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$ 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。 エ. 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者 下記のいずれか高い額とします。 (ア) $\left(18 \text{ 歳平均給与額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$ (イ) $\left(\text{年齢別平均給与額の 50\%} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$
	(2) 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法 上記(1)の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライブニッツ係数は、下記のとおりとします。 ア. 収入額 (ア) 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表3に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表3に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。 (イ) 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表3によります。ただし、年齢別平均給与額において、被保険者の年齢が18歳未満の場合は18歳平均給与額とします。
	イ. 生活費 生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。 (ア) 被扶養者がいない場合 50% (イ) 被扶養者が1人の場合 40% (ウ) 被扶養者が2人の場合 35% (エ) 被扶養者が3人の場合 30% ウ. 就労可能年数 就労可能年数は、付表4によります。 エ. ライブニッツ係数 就労可能年数に対応するライブニッツ係数は、付表4によります。
3. 精神的損害	被保険者区分別に下記の金額を基準とします。 (1) 被保険者が一家の支柱である場合 2,400 万円 (2) 被保険者が65歳以上の者である場合 1,800 万円 (3) 被保険者が上記以外である場合 1,900 万円
4. その他の損害	上記1から3以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表1 労働能力喪失率表

1. 別表2の1の場合

等級	労働能力喪失率
第1級	100 / 100
第2級	100 / 100

2. 別表2の2の場合

等級	労働能力喪失率
第1級	100 / 100
第2級	100 / 100
第3級	100 / 100
第4級	92 / 100
第5級	79 / 100
第6級	67 / 100
第7級	56 / 100
第8級	45 / 100
第9級	35 / 100
第10級	27 / 100
第11級	20 / 100
第12級	14 / 100
第13級	9 / 100
第14級	5 / 100

付表2 ライプニッツ係数表

期間	係数	期間	係数
年		年	
1	0.971	46	24.775
2	1.913	47	25.025
3	2.829	48	25.267
4	3.717	49	25.502
5	4.580	50	25.730
6	5.417	51	25.951
7	6.230	52	26.166
8	7.020	53	26.375
9	7.786	54	26.578
10	8.530	55	26.774
11	9.253	56	26.965
12	9.954	57	27.151
13	10.635	58	27.331
14	11.296	59	27.506
15	11.938	60	27.676
16	12.561	61	27.840
17	13.166	62	28.000
18	13.754	63	28.156
19	14.324	64	28.306

20	14.877	65	28.453
21	15.415	66	28.595
22	15.937	67	28.733
23	16.444	68	28.867
24	16.936	69	28.997
25	17.413	70	29.123
26	17.877	71	29.246
27	18.327	72	29.365
28	18.764	73	29.481
29	19.188	74	29.593
30	19.600	75	29.702
31	20.000	76	29.808
32	20.389	77	29.910
33	20.766	78	30.010
34	21.132	79	30.107
35	21.487	80	30.201
36	21.832	81	30.292
37	22.167	82	30.381
38	22.492	83	30.467
39	22.808	84	30.550
40	23.115	85	30.631
41	23.412	86	30.710
42	23.701	87	30.786
43	23.982	88	30.860
44	24.254	89	30.932
45	24.519	90	31.002

注 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢（18歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

（例）10歳、労働能力喪失期間20年のとき

$$14.877（20年の係数）－7.020（8年の係数）＝7.857$$

付表3 年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢平均給与額	409,100	298,400			
18	193,200	171,100	46	471,700	325,300
19	211,400	188,800	47	477,600	326,500
20	229,600	206,500	48	480,400	326,600
21	247,900	224,200	49	483,300	326,800
22	266,100	241,900	50	486,100	326,900
23	277,100	249,600	51	489,000	327,100
24	288,000	257,200	52	491,900	327,200
25	298,900	264,900	53	490,100	325,900
26	309,800	272,600	54	488,400	324,600
27	320,700	280,300	55	486,600	323,300

28	330,500	283,000	56	484,800	322,000
29	340,200	285,700	57	483,100	320,700
30	350,000	288,400	58	458,000	309,200
31	359,700	291,200	59	432,900	297,700
32	369,500	293,900	60	407,800	286,300
33	377,900	296,600	61	382,700	274,800
34	386,300	299,300	62	357,600	263,300
35	394,600	302,100	63	345,000	257,400
36	403,000	304,800	64	332,300	251,600
37	411,400	307,500	65	319,700	245,700
38	418,800	310,100	66	307,000	239,800
39	426,200	312,600	67	294,300	233,900
40	433,500	315,100	68	292,300	234,400
41	440,900	317,700	69	290,200	234,800
42	448,300	320,200	70	288,200	235,200
43	454,100	321,500	71	286,100	235,600
44	460,000	322,700	72	284,100	236,100
45	465,900	324,000	73～	282,000	236,500

付表4 死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

1. 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

2. 18 歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	25.502	58	13	10.635
19	48	25.267	59	13	10.635
20	47	25.025	60	12	9.954
21	46	24.775	61	12	9.954
22	45	24.519	62	11	9.253
23	44	24.254	63	11	9.253
24	43	23.982	64	11	9.253
25	42	23.701	65	10	8.530
26	41	23.412	66	10	8.530
27	40	23.115	67	9	7.786
28	39	22.808	68	9	7.786
29	38	22.492	69	9	7.786
30	37	22.167	70	8	7.020
31	36	21.832	71	8	7.020
32	35	21.487	72	8	7.020
33	34	21.132	73	7	6.230
34	33	20.766	74	7	6.230
35	32	20.389	75	7	6.230
36	31	20.000	76	6	5.417
37	30	19.600	77	6	5.417
38	29	19.188	78	6	5.417
39	28	18.764	79	5	4.580
40	27	18.327	80	5	4.580
41	26	17.877	81	5	4.580
42	25	17.413	82	4	3.717
43	24	16.936	83	4	3.717
44	23	16.444	84	4	3.717
45	22	15.937	85	4	3.717
46	21	15.415	86	3	2.829
47	20	14.877	87	3	2.829
48	19	14.324	88	3	2.829
49	18	13.754	89	3	2.829
50	17	13.166	90	3	2.829
51	16	12.561	91	2	1.913
52	16	12.561	92	2	1.913
53	15	11.938	93	2	1.913

54	15	11.938	94	2	1.913
55	14	11.296	95	2	1.913
56	14	11.296	96	2	1.913
57	14	11.296	97	2	1.913
			98	2	1.913
			99	2	1.913
			100	2	1.913
			101	2	1.913
			102～	1	0.971

付表 5 第 22 回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	80.75	79.92	78.94	77.96	76.97	75.98	74.99	74.00	73.00	72.01
女	86.99	86.14	85.17	84.19	83.20	82.20	81.21	80.22	79.22	78.23
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	71.02	70.02	69.03	68.03	67.04	66.05	65.06	64.07	63.09	62.11
女	77.23	76.24	75.24	74.25	73.25	72.26	71.27	70.28	69.29	68.30
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	61.13	60.16	59.19	58.22	57.25	56.28	55.31	54.34	53.37	52.40
女	67.31	66.32	65.33	64.34	63.36	62.37	61.39	60.40	59.42	58.44
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	51.43	50.46	49.49	48.52	47.55	46.58	45.62	44.65	43.69	42.73
女	57.45	56.47	55.49	54.51	53.53	52.55	51.57	50.59	49.61	48.64
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	41.77	40.81	39.86	38.90	37.96	37.01	36.07	35.13	34.20	33.28
女	47.67	46.70	45.73	44.76	43.80	42.83	41.87	40.92	39.96	39.01
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	32.36	31.44	30.54	29.63	28.74	27.85	26.97	26.09	25.23	24.36
女	38.07	37.12	36.18	35.24	34.31	33.38	32.45	31.53	30.61	29.68
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	23.51	22.67	21.83	21.01	20.20	19.41	18.62	17.85	17.08	16.33
女	28.77	27.85	26.94	26.04	25.14	24.24	23.35	22.47	21.59	20.72
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	15.59	14.85	14.13	13.43	12.73	12.03	11.36	10.69	10.05	9.43
女	19.85	18.99	18.14	17.30	16.46	15.64	14.82	14.02	13.23	12.46
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8.83	8.25	7.70	7.18	6.69	6.22	5.78	5.37	4.98	4.61
女	11.71	10.99	10.28	9.59	8.94	8.30	7.70	7.12	6.57	6.05
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4.27	3.95	3.66	3.40	3.18	2.98	2.79	2.62	2.46	2.31
女	5.56	5.11	4.68	4.29	3.94	3.63	3.36	3.11	2.88	2.68

	100 歳	101 歳	102 歳	103 歳	104 歳	105 歳	106 歳	107 歳	108 歳	109 歳
男	2.18	2.05	1.94	1.83	1.73	1.63	1.55	1.46	1.39	1.32
女	2.50	2.33	2.17	2.03	1.90	1.78	1.67	1.57	1.48	1.39
	110 歳	111 歳	112 歳	113 歳	114 歳	115 歳				
男	1.25	1.19	1.13	—	—	—				
女	1.31	1.23	1.16	1.10	1.04	0.98				

別表2 後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

2. 1. 以外の後遺障害

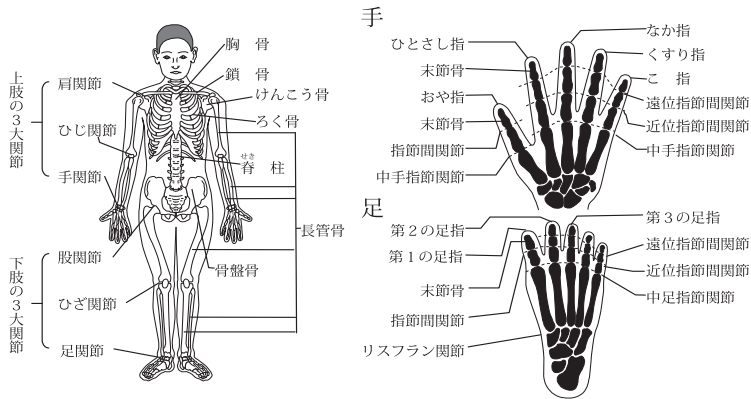
等級	後遺障害
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼くおおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの
第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	① 両眼の視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの

第6級	① 両眼の視力が0.1以下になったもの ② 咀嚼^そくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱^{せき}に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指^{やぶさ}を含み4の手指を失ったもの
第7級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指^{やぶさ}を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状^{しうじょう}を残すもの ⑬ 両側の鞏丸^{こうがん}を失ったもの
第8級	① 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの ② 脊柱^{せき}に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指^{やぶさ}を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの
第9級	① 両眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼の視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼^そくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの

第10級	① 1 眼の視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1 手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの ⑧ 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1 手のこ指を失ったもの ⑩ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの
第13級	① 1 眼の視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1 手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1 足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの

- 備考
1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定します。
 2. 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 3. 手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
 4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
 5. 足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注 関節などの説明図



別表 3 被保険自動車の入替ができる用途車種区分表

被保険自動車	基本条項第1条（用語の定義）に規定する新規取得自動車または所有自動車
自家用普通乗用車	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	自家用軽四輪貨物車
自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）	自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）
自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン以下）	自家用普通貨物車 （最大積載量 0.5 トン以下）
自家用小型貨物車	自家用小型貨物車
特種用途自動車 （キャンピング車）	特種用途自動車 （キャンピング車）
二輪自動車	二輪自動車
一般原動機付自転車	一般原動機付自転車
特定小型原動機付自転車	特定小型原動機付自転車

注 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

別表 4 短期料率表

未経過期間 既経過期間	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10 か月 まで	11 か月 まで	12 か月 まで
短期料率	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

(注) 未経過期間または既経過期間が 1 日未満の場合は、0/12 とします。

特 約

(1) 運転者本人・配偶者限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。(注) (注) 被保険自動車を主に使用する者とします。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等(注1)上の分類番号、色等に基づき定めた区分(注2)(注3)をいいます。 (注1) 車両番号標および標識番号標を含みます。 (注2) 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 (注3) 自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、被保険自動車について運転する者を記名被保険者およびその配偶者に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
- ⑨ 自家用二輪自動車
- ⑩ 一般原動機付自転車
- ⑪ 特定小型原動機付自転車

第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、記名被保険者およびその配偶者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故および対物事故

(2) 家族運転者の年齢条件特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	被保険自動車について運転する者をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。(注) (注) 被保険自動車を主に使用する者とします。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人であって、かつ、保険証券に運転者の年齢条件が記載されている場合に適用されます。

第3条（年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、次のいずれかに掲げる者のうち、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

（3）家族内新規運転者の自動補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	被保険自動車について運転する者をいいます。
運転者限定条件	保険証券記載の限定運転者をいいます。
運転者限定条件変更	運転者本人・配偶者限定特約の削除をいいます。
運転者年齢条件	保険証券記載の年齢条件をいいます。
運転者年齢条件変更	事故を起こした運転者が被保険自動車を運転している間に生じた損害または傷害に対して、当社が保険金を支払うことができる運転者年齢条件への変更をいいます。
運転免許	道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条（運転免許）第1項に定める運転免許であって、かつ、被保険自動車を運転することができるものをいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。 ^(注) (注) 被保険自動車を主に使用する者とします。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険契約締結日	保険証券記載の契約日 ^(注) をいい、保険期間の途中で運転者年齢条件の変更または運転者限定条件の変更があった場合は、その変更日をいいます。 (注) この保険契約が、継続契約手続に関する特約第3条（継続契約に関する特則）の規定により継続された保険契約である場合は、始期日とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免許取得日	交付された運転免許証に記載されている、運転免許の取得年月日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に家族運転者の年齢条件特約または運転者本人・配偶者限定特約が適用されている場合に適用されます。

第3条（家族内新規運転者に対する自動補償）

- (1) 当会社は、この特約により、事故発生の時に被保険自動車を運転していた者が次表の①または②のいずれかの事由に該当する場合であって、公表に定める事実発生日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により運転者年齢条件変更の承認の請求を行い、当社がこれを受領したときは、事実発生日以後承認までの期間に同表の該当する事由に掲げる者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、運転者年齢条件の規定は適用せず、普通保険約款^(注1)に従い、保険金を支払います。

事由	事実発生日
① 保険契約締結日以降に、運転者年齢条件に合致しない次のいずれかに該当する者が新たに運転免許を取得 ^(注2) した場合で、かつ、その事実について当社が確認できる運転免許証の写しの提出があったとき。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	免許取得日

② 保険契約締結日以降に、運転者年齢条件に合致しない者が新たに次のいずれかに該当するようになった場合で、かつ、その事実について当会社が確認できる公的資料等の写しの提出があったとき。ただし、この事由の適用にあたっては、配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みません。 ア、記名被保険者の配偶者 イ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	公的資料等で確認される、左記事実の発生日
---	-----------------------------

(注 1) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注 2) 失効および取消し後における再取得の場合を除きます。

- (2) 当会社は、この特約により、事故発生時に被保険自動車を運転していた者が次表の①または②のいずれかの事由に該当する場合であって、同表に定める事実発生日の翌日から起算して 30 日以内に、保険契約者が書面により運転者限定条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときは、事実発生日以後承認までの期間に同表の該当する事由に掲げる者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、運転者限定条件の規定は適用せず、普通保険約款^(注1)に従い、保険金を支払います。

事由	事実発生日
① 保険契約締結日以降に、運転者限定条件に合致しない次のいずれかに該当する者が新たに運転免許を取得^(注2)した場合で、かつ、その事実について当会社が確認できる運転免許証の写しの提出があったとき。 ア、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 イ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	免許取得日
② 保険契約締結日以降に、運転者限定条件に合致しない者が新たに次のいずれかに該当するようになった場合で、かつ、その事実について当会社が確認できる公的資料等の写しの提出があったとき。ただし、この事由の適用にあたっては、配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みません。 ア、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 イ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	公的資料等で確認される、左記事実の発生日

(注 1) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注 2) 失効および取消し後における再取得の場合を除きます。

- (3) 当会社は、この特約により、事故発生時に被保険自動車を運転していた者が(1)の表中の①もしくは②または(2)の表中の①もしくは②のいずれかの事由に該当する場合であって、同表に定める事実発生日の翌日から起算して 31 日目の日以後、満期日の翌日から起算して 30 日目の日までの間に、保険契約者が書面により運転者年齢条件変更または運転者限定条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときは、事実発生日以後承認までの期間に同表の該当する事由に掲げる者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、運転者年齢条件または運転者限定条件の規定は適用せず、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。ただし、次に定める保険金に限りです。

- ① 普通保険約款賠償責任条項の保険金
- ② 対物超過修理費用補償特約の対物超過修理費用保険金
- ③ 被害者救済費用補償特約の被害者救済費用保険金

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第 4 条 (保険料の請求)

- (1) 前条の場合において、保険料を変更する必要があるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を請求します。
- (2) (1) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が追加保険料を払い込まない間は、当会社は、前条の規定は適用しません。

第 5 条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款^(注)の規定を準用します。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(4) 他車運転補償特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転中	駐車または停車中を除きます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。^(注) (注) 被保険自動車を主に使用する者とします。

自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。
他の自動車	記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車^(注)または常時使用する自動車以外の自動車であって、その用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、その所有する自動車^(注)または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下） ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下） ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車） (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
他の自動車の価額	他の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等^(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度検査年月を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標等^(注1)上の分類番号、色等に基づき定めた区分^(注2)^(注3)をいいます。 (注 1) 車両番号標および標識番号標を含みます。 (注 2) 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 (注 3) 自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、記名被保険者が個人である場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）

第 3 条（保険金を支払う場合—賠償責任）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項^(注)を適用します。

- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

- (2) (1) の場合においては、普通保険約款賠償責任条項第 7 条（被保険者の範囲—対人・対物賠償共通）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① (1) ①から④までのいずれかに該当する者
 - ② ①に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注1)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故^(注2)または対物事故^(注3)に限りします。
- (注 1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りします。
(注 2) 普通保険約款賠償責任条項第 1 条（用語の定義）に規定する対人事故をいいます。
(注 3) 普通保険約款賠償責任条項第 1 条（用語の定義）に規定する対物事故をいいます。

- (3) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）（2）の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条（保険金を支払う場合—人身傷害）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項^(注)を適用します。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) (1) の場合においては、普通保険約款人身傷害補償条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中^(注2)の(1)①から④までのいずれかに該当する者を被保険者とします。
- (注1) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注2) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第5条（保険金を支払う場合—自損傷害）

- (1) この保険契約に自損事故傷害補償特約が適用されている場合には、当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、同特約^(注)を適用します。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) (1) の場合においては、自損事故傷害補償特約第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中^(注2)の(1)①から④までのいずれかに該当する者を被保険者とします。
- (注1) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注2) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第6条（保険金を支払う場合—車両損害）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款車両条項^(注)を適用します。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。ただし、車両価額協定保険特約を除きます。
- (2) (1) の規定の適用においては、次のとおりとします。
- ① 損害が生じた地および時における他の自動車の価額を車両保険契約における保険証券記載の保険金額とします。
 - ② 保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。

第7条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害補償条項、車両条項および基本条項ならびに自損事故傷害補償特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 運転者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自動車^(注2)を運転しているとき。
 - ② 運転者が役員^(注3)となっている法人の所有する自動車^(注2)を運転しているとき。
 - ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
 - ④ 運転者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
- (注1) 家事を除きます。
- (注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (注3) 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害補償条項、車両条項および基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所		読替前	読替後
①	第13条（重大事由による解除）（1）③	被保険者（注1）	記名被保険者
②	第13条（2）（注1）	または人身傷害補償条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者	、人身傷害補償条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（5）ファミリーバイク特約（自損傷害型）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。 ^{（注）} （注）被保険自動車を主に使用する者とします。
自賠償保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車 ^{（注）} 以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	被保険者の自己負担となる金額をいいます。
用途車種	登録番号標等 ^{（注1）} 上の分類番号、色等に基づき定めた区分 ^{（注2）（注3）} をいいます。 （注1）車両番号標および標識番号標を含みます。 （注2）自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。なお、一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車を原動機付自転車といいます。 （注3）自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれにも該当する場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 自家用普通乗用車
 - イ. 自家用小型乗用車
 - ウ. 自家用軽四輪乗用車
 - エ. 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
 - オ. 自家用普通貨物車（最大積載量0.5ト以下）
 - カ. 自家用小型貨物車
 - キ. 自家用軽四輪貨物車
 - ク. 特種用途自動車（キャンピング車）
- ② 記名被保険者が個人である場合

第3条（保険金を支払う場合—賠償責任）

- （1）当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項^{（注）}を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。
（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- （2）（1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）（2）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の

損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）

- (1) この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項または自損事故傷害補償特約が適用されている場合には、当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中^(注1)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、自損事故傷害補償特約^(注2)を適用します。ただし、この場合において、同特約第2条（この特約の適用条件）の規定は適用しません。
- (注1) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
- (注2) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) 当会社は、人身傷害車外危険補償特約により保険金を支払うべき損害に対しては、(1)の規定による保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－賠償責任）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務^(注1)のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車^(注2)を、その使用者の業務^(注1)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
 - 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (注1) 家事を除きます。
- (注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）および自損事故傷害補償特約第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
- 記名被保険者
 - 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) 第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の規定を適用する場合で、(1)①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注1)を被保険者に含みます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故^(注2)または対物事故^(注3)に限りです。
- (注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りです。
- (注2) 普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故をいいます。
- (注3) 普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故をいいます。

第7条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第8条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約および家族運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款賠償責任条項および基本条項^(注)の規定を準用します。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(6) ファミリーバイク特約（人身傷害型）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。 ^(注) (注) 被保険自動車を主に使用する者とします。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。

借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	被保険者の自己負担となる金額をいいます。
用途車種	登録番号標等（注1）上の分類番号、色等に基づき定めた区分（注2）（注3）をいいます。 （注1）車両番号標および標識番号標を含みます。 （注2）自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。なお、一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車を原動機付自転車といいます。 （注3）自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれにも該当する場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 自家用普通乗用車
 - イ. 自家用小型乗用車
 - ウ. 自家用軽四輪乗用車
 - エ. 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）
 - オ. 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）
 - カ. 自家用小型貨物車
 - キ. 自家用軽四輪貨物車
 - ク. 特種用途自動車（キャンピング車）
 - ② 記名被保険者が個人である場合
 - ③ この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がある場合（注）
- （注）人身傷害車外危険補償特約が適用されている場合を含みます。

第3条（保険金を支払う場合—賠償責任）

- （1）当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。
（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- （2）（1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）（2）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠償保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条（保険金を支払う場合—人身傷害）

当社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項（注2）を適用します。

- （注1）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注2）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—賠償責任）

当社は、第3条（保険金を支払う場合—賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務（注1）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等原動機

付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注1) 家事を除きます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲—対人・対物賠償共通）および人身傷害補償条項第5条（被保険者の範囲）または人身傷害車外危険補償特約第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

- (2) 第3条（保険金を支払う場合—賠償責任）の規定を適用する場合で、(1) ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注1)を被保険者を含みます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故^(注2)または対物事故^(注3)に限りです。

(注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りです。

(注2) 普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故をいいます。

(注3) 普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故をいいます。

第7条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第8条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約および家族運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款賠償責任条項および基本条項^(注)の規定を準用します。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(7) 被保険自動車入替時の自動補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替自動車	普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)に定める新規取得自動車のうち被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同条(1)①アからエまでのいずれかに該当する者が新たに取得 ^(注) し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
入替自動車の価額	入替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度検査年月を含みます。
取得日	入替自動車を取得 ^(注) した日または借り入れた日をいい、入替自動車の自動車検査証に入替自動車の所有者の氏名または名称が記録された日とします。ただし、保険契約者または入替自動車の所有者が、自動車検査証以外の書類により、入替自動車を取得 ^(注) した日または借り入れた日を証明した場合は、その日とします。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車または入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車または入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車または入替自動車を所有する者
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

用途車種	登録番号標等 ^(注1) 上の分類番号、色等に基づき定めた区分 ^(注2) ^(注3) をいいます。 (注1) 車両番号標および標識番号標を含みます。 (注2) 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 (注3) 自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。
------	--

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（入替自動車に対する自動補償）

当社は、この特約により、普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）（3）の規定にかかわらず、同条（1）①に定める自動車の新規取得において、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領したときに限り、取得日以後承認するまでの間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款^(注)を適用します。ただし、同条（1）①に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条（車両保険の特則）

取得日から、当社が前条の被保険自動車の入替の承認の請求を受けた時^(注1)までの期間の普通保険約款車両条項および車両価額協定保険特約の適用については、前条の規定にかかわらず、次に定めるところによります。

① 被保険自動車に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、入替自動車について、同特約^(注2)を適用します。

② 入替自動車について適用する保険金額^(注3)は、取得日における入替自動車の価額とします。

（注1）当社が第6条（保険料の返還または請求）（1）の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当社が領収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。

（注2）車両価額協定保険特約第3条（協定保険価額）（7）の規定を除きます。

（注3）①の規定により、入替自動車に車両価額協定保険特約が適用される場合は、協定保険価額を含みます。

第5条（保険契約の解除）

- （1）当社は、第3条（入替自動車に対する自動補償）の被保険自動車の入替の承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）（1）に基づく当社の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第6条（保険料の返還または請求）

- （1）第3条（入替自動車に対する自動補償）の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。
 - （2）（1）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故^(注)による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （注）取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除きます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款^(注)の規定を準用します。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（8）記名被保険者による同僚災害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。 ^(注) (注) 被保険自動車を主に使用する者とします。
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- （1）この特約は、被保険自動車の所有者および記名被保険者が個人である場合に適用されます。

(2) (1) の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車 が 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第 3 条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第 5 条（保険金を支払わない場合—その 2 対人賠償）⑤の規定にかかわらず、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用している場合に、同じ使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第 4 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款賠償責任条項および基本条項^(注)の規定を準用します。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(9) 自損事故傷害補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条（定義）第 4 項に定める運転者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
他の保険契約等	第 3 条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第 2 条第 3 項に定める保有者をいいます。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれにも該当する場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款賠償責任条項^(注)の適用がある場合
- ② この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がない場合

(注) 対人賠償に係る規定の適用がある場合とします。

第 3 条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(注1)を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第 3 条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。

① 被保険自動車の運行に起因する事故

② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中である場合に限りま。

(注 1) ガス中毒を含み、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(注 2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態^(注1)もしくは身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
(注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。
(注) 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険自動車を競技もしくは曲技^(注4)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。
 - ⑦ 被保険自動車に危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注6)を業務^(注7)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。
(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(注6) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
(注7) 家事を除きます。
- (2) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 被保険自動車の保有者
 - ② 被保険自動車の運転者
 - ③ ①および②以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
(注) 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第9条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表2の1または別表2の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、該当する等級に対応する、この特約の別表の1または別表の2に規定する保険金支払額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- (2) 普通保険約款別表2の1または別表2の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、普通保険約款別表2の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の額を後遺障害保険金として支払います。ただし、同一事故により、普通保険約款別表2の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表の1に規定する額と、次の①から④の規定による額のいずれか高い額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する保険金支払額
 - ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する保険金支払額
 - ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する保険金支払額。ただし、それぞれの後遺障害の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する保険金支払額の合計額が上記の保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。
 - ④ ①から③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対応する、この特約の別表の2に規定する保険金支払額
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表2の1または別表2の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表の1または別表の2に規定する保険金支払額

－

既にあった後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表の1または別表の2に規定する保険金支払額

=

後遺障害保険金の額

第10条（介護費用保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、この特約の別表の2の第1級もしくは第2級に掲げる保険金支払額の支払われるべき後遺障害または普通保険約款別表2の2の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、200万円を介護費用保険金として被保険者に支払います。
- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。

第11条（医療保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、その治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

$$6,000 \text{ 円} \times \text{入院日数} = \text{医療保険金の額}$$

② 通院した場合

$$4,000 \text{ 円} \times \text{通院日数}^{(注)} = \text{医療保険金の額}$$

(注) ①に該当する日数を除きます。

- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) (1)②の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等^(注1)を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること^(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書から次のいずれかに該当する部位をギプス等^(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限りします。

① 長管骨^(注3)または脊柱

② 長管骨^(注3)に接続する三大関節部分^(注4)

③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。

④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。

(注1) ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りします。）およびハローベストをいいます。

(注2) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。

(注3) 上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

- (注4) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
- (4) (1) の医療保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第12条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第13条（当社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金の額は、第8条（死亡保険金の支払）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第9条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- (3) 当社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第10条（介護費用保険金の支払）および前条の規定による介護費用保険金ならびに第11条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金を支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定は、第1条（用語の定義）保険金の定義に規定する介護費用保険金と医療保険金とこれら以外の保険金（注）の区分ごとに適用します。
- （注）死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第15条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。
- 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
 - 介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
 - 医療保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- 保険金の請求書
 - 保険証券
 - 公の機関が発行する交通事故証明書（注）
 - 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - その他当社が普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （注）人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限りします。
- (3) 当社は、事故の内容または傷害の程度、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（時効）

保険金請求権は、第15条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 17 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 18 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所	読替前	読替後
① 第 1 条（用語の定義）保険金の定義	賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項	自損事故傷害補償特約
② 第 13 条（重大事由による解除）	人身傷害補償条項	自損事故傷害補償特約
③ 第 13 条（2）②	損害（注 3）	傷害
④ 第 13 条（5）	次の損害	次の損害または傷害
⑤ 第 13 条（5）②	損害	傷害
⑥ 第 13 条（5）②	損害（注 2）	傷害
⑦ 第 25 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	第 23 条（保険金の請求）	第 23 条（保険金の請求）および自損事故傷害補償特約第 15 条（保険金の請求）
⑧ 第 27 条（時効）	第 23 条（保険金の請求）（1）	自損事故傷害補償特約第 15 条（保険金の請求）

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

別表 後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払額
第 1 級	2,000 万円
第 2 級	1,500 万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額
第 1 級	1,500 万円
第 2 級	1,295 万円
第 3 級	1,110 万円
第 4 級	960 万円
第 5 級	825 万円
第 6 級	700 万円
第 7 級	585 万円
第 8 級	470 万円
第 9 級	365 万円
第 10 級	280 万円
第 11 級	210 万円
第 12 級	145 万円
第 13 級	95 万円
第 14 級	50 万円

(10) 無保険車傷害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) を除きます。 (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。 ^(注) (注) 被保険自動車を主に使用する者とします。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者 ^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでない認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 ^(注1) が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額 ^(注2) が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 (注1) ③に該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 (注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表2の1または別表2の2に掲げる後遺障害^(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注)が生じることをいいます。 (注) 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。
--------	---

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれにも該当する場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款賠償責任条項^(注)の適用がある場合
 - ② この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がない場合
- (注) 対人賠償に係る規定の適用がある場合とします。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がいる場合に限り、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) (1)の損害の額は第9条（損害額の決定）に定める損害の額とします。
- (3) 当会社は、1回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
 - ① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)
 - ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)

(注1) 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、酒に酔った状態^(注1)もしくは身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

(注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がいる場合を除きます。
 - ① 被保険者の父母、配偶者または子
 - ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限りです。
 - ③ 被保険者の使用者の業務^(注)に無保険自動車を_usingしている他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限りです。

(注) 家事を除きます。

- (2) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(1)②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
- (3) 被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合^(注)には、当会社は、保険金を支払いません。
- (注) 保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。
- (4) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技^(注1)のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注2)することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (6) 当会社は、被保険自動車に危険物^(注1)を業務^(注2)として積載すること、または被保険自動車を、危険物^(注1)を業務^(注2)として積載した被牽引自動車を牽引することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義等)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注2) 家事を除きます。

第7条(被保険者の範囲)

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者を含みません。
- (3) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表2の1または別表2の2に掲げる後遺障害^(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注)が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
- (注) その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第8条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。))は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- (2) (1)の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で法律上の損害賠償責任の額が定められているとしないにもかかわらず、次の手続によって決定します。
- ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
 - ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第10条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (注) 収入の喪失を含みません。

第11条(支払保険金の計算)

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の②の額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

第9条(損害額の決定)の規定により決定される損害額	+	前条の費用	-	次の①から⑤までの合計額	=	保険金の額
---------------------------	---	-------	---	--------------	---	-------

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害について法律上の損害賠償責任を負担すること

によって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)

- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- ④ 第9条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑤ ①から④までのほか、第3条（1）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注3)

(注1) 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

(注3) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第12条（保険金請求権者の義務等）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
 - ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第3条（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合または（1）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当会社は、賠償義務者または第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がいる場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することがあります。

第13条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) （1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行使用することができるものとします。

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

	該当箇所	読替前	読替後
①	第1条（用語の定義）保険金の定義	賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項	無保険車傷害補償特約
②	第13条（重大事由による解除）	人身傷害補償条項	無保険車傷害補償特約
③	第24条（保険金の支払時期）（1）⑤ならびに第29条（代位）（1）および（2）	被保険者	保険金請求権者
④	第25条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	第23条（保険金の請求）	第23条（保険金の請求）および無保険車傷害補償特約第15条（保険金の請求）
⑤	第27条（時効）	第23条（保険金の請求）（1）	無保険車傷害補償特約第15条（保険金の請求）

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(11) 人身傷害車外危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金請求権者	普通保険約款人身傷害補償条項第1条（用語の定義）に規定する保険金請求権者をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項が適用されている場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^{（注1）}を被ることを同条（2）に規定する人身傷害事故とみなして、同条（1）の規定に基づき、保険金を支払います。

- ① 自動車の運行に起因する事故
- ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者がその自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^{（注2）}に搭乗中である場合に限りです。

（注1）ガス中毒を含み、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

（注2）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款人身傷害補償条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車以外の自動車を運転している場合、酒に酔った状態^{（注1）}もしくは身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車以外の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^{（注2）}等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車以外の自動車を運転している場合に生じた損害
- ② 被保険者が、被保険自動車以外の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車を搭乗中に生じた損害
- ③ 被保険者が、被保険自動車以外の自動車であって、次のいずれかに該当する自動車を搭乗中に生じた損害
ア、被保険者の使用者の業務^{（注3）}のために、その使用者の所有する自動車^{（注4）}に搭乗している場合は、その自動車
イ、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車^{（注4）}または常時使用する自動車

ウ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、その所有する自動車（注4）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車

④ 被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技（注5）のために使用すること、または被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）することによって生じた損害

（注1）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（注2）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注3）家事を除きます。

（注4）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注5）競技または曲技のための練習を含みます。

（注6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

（1）当社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を同条項の被保険者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ ①から④まで以外のもので、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者

⑥ ①から⑤まで以外のもので、被保険自動車の保有者

⑦ ①から⑥まで以外のもので、被保険自動車の運転者

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（2）（1）⑥または⑦のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者

② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者。ただし、業務として受託している自動車の運行に起因する事故または業務として受託している自動車に搭乗中の事故の場合に限りません。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（保険金請求権者の義務）

（1）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が普通保険約款人身傷害補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を被った場合であって、かつ、この特約の第3条（保険金を支払う場合）に規定する人身傷害事故の原因となった被保険自動車以外の自動車があるときは、保険金請求権者は、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係を書面によって当会社に通知しなければなりません。

（2）当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合または（1）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（他の特約との関係）

（1）この保険契約に他車運転補償特約が適用されている場合には、同特約第4条（保険金を支払う場合—人身傷害）（1）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

（2）この保険契約にファミリーバイク特約（人身傷害型）が適用されている場合には、同特約第4条（保険金を支払う場合—人身傷害）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款（注）の規定を準用します。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（12）人身傷害（傷害一時金定額払）特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。

自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
治療	医師 ^(註) が必要であると認め、医師 ^(註) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、人身傷害事故の直接の結果として、被保険者が治療を要した場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) (1) の人身傷害事故とは、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(註)を被ることをいいます。
 - ① 被保険自動車の運行に起因する事故
 - ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
(注) ガス中毒を含み、次のものを含みません。
 - ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態^(註1)もしくは身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(註2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
(注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
(注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(註)に対しては、保険金を支払いません。
(注) 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(註1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質^(註2)もしくは核燃料物質^(註2)によって汚染された物^(註3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険自動車を競技もしくは曲技^(註4)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(註5)すること。
 - ⑦ 被保険自動車に危険物^(註6)を業務^(註7)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(註6)を業務^(註7)として積載した被牽引自動車^{けんひん}を牽引すること。
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義等)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 家事を除きます。

第6条(被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者としす。

① 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者

② ①以外の者で、被保険自動車の保有者

③ ①および②以外の者で、被保険自動車の運転者

(注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) ②または③のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により第3条(保険金を支払う場合)(2)の傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。

(3) (1) ①および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者

② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第7条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条(保険金の支払)

(1) 当会社は、次の額を保険金として被保険者に支払います。

① 入院または通院した治療日数の合計が5日以上^(注)の場合

10万円

② ①以外の場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院したとき

1万円

(注) 5日目の入院または通院の日が事故の発生日からその日を含めて180日以内の場合に限りです。

(2) (1) ①の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) (1) ①の治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等^(注1)を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること^(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等^(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限りです。

① 長管骨^(注3)または脊柱

② 長管骨^(注3)に接続する三大関節部分^(注4)

③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。

④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。

(注1) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限りです。)、およびハローベストをいいます。

(注2) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。

(注3) 上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(注4) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

第9条(他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第3条(保険金を支払う場合)(2)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条(2)の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条(2)の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条(保険金を支払う場合)(2)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条(保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。

① 第8条(保険金の支払)(1) ①の場合は、事故の発生日からその日を含めて180日以内の治療日数の合計が5日となった時

② 第8条(1) ②の場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した

第 11 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 12 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所	読替前	読替後
① 第 1 条（用語の定義）保険金の定義	賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項	人身傷害（傷害一時金定額払）特約
② 第 13 条（重大事由による解除）	人身傷害補償条項	人身傷害（傷害一時金定額払）特約
③ 第 13 条（2）②	損害（注 3）	傷害
④ 第 13 条（5）	次の損害	次の損害または傷害
⑤ 第 13 条（5）②	損害	傷害
⑥ 第 13 条（5）②	損害（注 2）	傷害
⑦ 第 25 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	第 23 条（保険金の請求）	第 23 条（保険金の請求）および人身傷害（傷害一時金定額払）特約第 10 条（保険金の請求）
⑧ 第 27 条（時効）	第 23 条（保険金の請求）（1）	人身傷害（傷害一時金定額払）特約第 10 条（保険金の請求）

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（13）人身傷害（傷害一時金定額払）車外危険補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条（定義）第 4 項に定める運転者をいいます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項第 1 条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
親族	6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第 2 条第 3 項に定める保有者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害（傷害一時金定額払）特約が適用されている場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、人身傷害（傷害一時金定額払）特約第3条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（注1）を被ることを同条（2）に規定する人身傷害事故とみなして、同条（1）の規定に基づき、保険金を支払います。

- ① 自動車の運行に起因する事故
 - ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者がその自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中である場合に限りします。
- （注1）ガス中毒を含み、次のものを含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- （注2）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、人身傷害（傷害一時金定額払）特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車以外の自動車を運転している場合、酒に酔った状態（注1）もしくは身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車以外の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注2）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車以外の自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ② 被保険者が、被保険自動車以外の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車を搭乗中に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車以外の自動車であって、次のいずれかに該当する自動車を搭乗中に生じた傷害
 - ア、被保険者の使用者の業務（注3）のために、その使用者の所有する自動車（注4）に搭乗している場合は、その自動車
 - イ、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注4）または常時使用する自動車
 - ウ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、その所有する自動車（注4）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車
 - ④ 被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技（注5）のために使用すること、または被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）することによって生じた傷害
- （注1）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- （注2）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （注3）家事を除きます。
- （注4）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- （注5）競技または曲技のための練習を含みます。
- （注6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- （1）当会社は、この特約により、人身傷害（傷害一時金定額払）特約第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を同特約の被保険者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
 - ⑥ ①から⑤まで以外の者で、被保険自動車の保有者
 - ⑦ ①から⑥まで以外の者で、被保険自動車の運転者
- （注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （2）（1）⑥または⑦のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。
- （3）（1）および（2）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者。ただし、業務として受託している自動車の運行に起因する事故または業務として受託している自動車に搭乗中の事故の場合に限りします。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（被保険者または保険金を受け取るべき者の義務）

- （1）被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合であって、かつ、同条に規定する人身傷害事故の原因となった被保

- 除自動車以外の自動車があるときは、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款^(注)の規定を準用します。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(14) 人身傷害定額払特約 (死亡・後遺障害)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金	死亡保険金または後遺障害保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、人身傷害事故の直接の結果として、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
- 死亡した場合
 - 普通保険約款別表2の1または別表2の2に掲げる後遺障害が生じた場合
- (2) (1)の人身傷害事故とは、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(注)を被ることをいいます。
- 被保険自動車の運行に起因する事故
 - 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- (注) ガス中毒を含み、次のものを含まません。
- 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態^(注1)もしくは身体に道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3(アルコールの程度)で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
 - 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
 - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。

- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。
(注) 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 被保険自動車を競技もしくは曲技^(注4)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。
- ⑦ 被保険自動車に危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注6)を業務^(注7)として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) 群眾または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 家事を除きます。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者としす。

(注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
- ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、第3条（保険金を支払う場合）(1)①の規定により保険金を支払う場合は、保険金額の全額^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(注) 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第9条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、第3条（保険金を支払う場合）(1)②の規定により保険金を支払う場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	普通保険約款別表2の1または別表2の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表の1または別表の2に規定する保険金支払割合	＝	後遺障害保険金の額
------	---	--	---	-----------

- (2) 普通保険約款別表2の1または別表2の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (3) 同一事故により、普通保険約款別表2の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。ただし、同一事故により、普通保険約款別表2の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、保険金額にその後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表の1に規定する保険金支払割合を乗じた額と、保険金額に次の①から④の規定による保険金支払割合を乗じた額のいずれか高い額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の

等級に対応する、この特約の別表の2に規定する保険金支払割合

- ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表の2に規定する保険金支払割合
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第3条（保険金を支払う場合）（2）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{保険金額} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{普通保険約款別表2の1または別表2の2に} \\ \text{掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に} \\ \text{対応する、この特約の別表の1または別表の2} \\ \text{に規定する保険金支払割合} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{既にあった後遺障害に該当する} \\ \text{等級に対応する、この特約の別} \\ \text{表の1または別表の2に規定す} \\ \text{る保険金支払割合} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{後遺障害} \\ \text{保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

- (5) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）（2）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条（2）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条（2）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）（2）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条（当会社の責任限度額）

1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、前3条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

第12条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

第13条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

	該当箇所	読替前	読替後
①	第1条（用語の定義）保険金の定義	賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項	人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害）
②	第13条（重大事由による解除）	人身傷害補償条項	人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害）
③	第13条（2）②	損害（注3）	傷害
④	第13条（5）	次の損害	次の損害または傷害
⑤	第13条（5）②	損害	傷害
⑥	第13条（5）②	損害（注2）	傷害
⑦	第25条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	第23条（保険金の請求）	第23条（保険金の請求）および人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害）第12条（保険金の請求）
⑧	第27条（時効）	第23条（保険金の請求）（1）	人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害）第12条（保険金の請求）

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

別表 後遺障害等級別保険金支払割合表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

(15) 人身傷害日額払特約（入院院）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金	医療保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、人身傷害事故の直接の結果として、被保険者が治療を要した場合は、この特約に従い、保険金を支払います。

- (2) (1)の人身傷害事故とは、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害^(注)を被ることをいいます。
- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
 - ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- (注) ガス中毒を含み、次のものを含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態^(注1)もしくは身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 被保険自動車を競技もしくは曲技^(注4)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。
- ⑦ 被保険自動車に危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注6)を業務^(注7)として積載した被牽引自動車^(ひん)を牽引すること。

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取扱協法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 家事を除きます。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者とし、
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（医療保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、その治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

$$\boxed{\text{保険証券記載の入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院日数}} = \boxed{\text{医療保険金の額}}$$

② 通院した場合

$$\boxed{\text{保険証券記載の通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}^{(注)}} = \boxed{\text{医療保険金の額}}$$

(注) ①に該当する日数を除きます。

- (2) (1) の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) (1) ②の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等^(注1)を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること^(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等^(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限りです。

① 長管骨^(注3)または脊柱

② 長管骨^(注3)に接続する三大関節部分^(注4)

③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。

④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。

(注1) ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りです。）、およびハローベストをいいます。

(注2) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。

(注3) 上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(注4) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）(2)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条（2）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくはは疾病の影響により同条（2）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくはは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）(2)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条（保険金の請求）

当会社に対する保険金の請求権は、治療を必要としない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使すことができるものとします。

第11条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

	該当箇所	読替前	読替後
①	第1条（用語の定義）保険金の定義	賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項	人身傷害日額払特約（入通院）
②	第13条（重大事由による解除）	人身傷害補償条項	人身傷害日額払特約（入通院）
③	第13条（2）②	損害（注3）	傷害
④	第13条（5）	次の損害	次の損害または傷害
⑤	第13条（5）②	損害	傷害
⑥	第13条（5）②	損害（注2）	傷害
⑦	第25条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	第23条（保険金の請求）	第23条（保険金の請求）および人身傷害日額払特約（入通院）第10条（保険金の請求）

⑧	第 27 条（時効）	第 23 条（保険金の請求）（1）	人身傷害日額払特約（入通院）第 10 条（保険金の請求）
---	------------	-------------------	------------------------------

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（16）車対車事故限定補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
車対車事故	被保険自動車と相手自動車との衝突または接触をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第 3 条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第 2 条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、車対車事故によって被保険自動車に生じた損害に対してのみ、普通保険約款車両条項および基本条項^{（注1）}に従い、保険金を支払います。ただし、車対車事故の相手自動車の登録番号等^{（注2）}ならびに車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限りです。

（注 1）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（注 2）登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第 4 条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約においては、普通保険約款車両条項および基本条項^{（注3）}の規定による場合のほか、被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第 5 条（費用）

当社は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第 9 条（費用）の規定にかかわらず、同条④および⑤に規定する費用は、同条項第 10 条（支払保険金の計算）の費用に含めません。

第 6 条（保険金の請求—交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第 23 条（保険金の請求）（2）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真^{（注）}を当会社に提出しなければなりません。

- ① 車対車事故の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名もしくは名称の記載のあるもの
 - ② 被保険自動車の損傷部位の写真^{（注）}
 - ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真^{（注）}または資料
- （注）画像データを含みます。

第 7 条（車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合の特則）

この保険契約に車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

(17) 車両危険限定補償特約（A）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、被保険自動車に生じた次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項^{（注1）}に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車が被爆した場合の損害
- ② 盗難によって生じた損害
- ③ 騒擾^{じょうぶ}または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ④ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
- ⑤ 落書または窓ガラス破損の損害^{（注2）}
- ⑥ いたずらによって生じた損害^{（注3）}
- ⑦ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- ⑧ ①から⑦までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

（注1）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（注2）窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。

（注3）被保険自動車の運行によって生じた損害および被保険自動車と被保険自動車以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。

(18) 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）③および⑥の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車について次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第3条（保険金の支払時期）

普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）（1）の規定にかかわらず、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における同条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査が不可欠な場合には、当社は、請求完了日^{（注）}からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

（注）普通保険約款基本条項第24条に規定する請求完了日をいいます。

(19) 二輪自動車・原動機付自転車の盗難補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	原動機付自転車を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

用途車種	登録番号標等 ^(注1) 上の分類番号、色等に基づき定めた区分 ^(注2) ^(注3) をいいます。 (注1) 車両番号標および標識番号標を含みます。 (注2) 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 (注3) 自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。
------	--

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 被保険自動車の用途車種が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）および第9条（費用）④の規定にかかわらず、被保険自動車について盗難によって生じた損害^(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注) 発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

(20) 身の回り品補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	第9条（損害額の決定）(1)による損害額または第10条（修理費）の修理費が、損害を生じた身の回り品の保険価額以上となる場合 ^(注) をいいます。 (注) 身の回り品が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における損害を生じた身の回り品の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
身の回り品	日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいい、次の物を含みません。 ① 被保険自動車に定置または装備されている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物、保険証券に付属品または付属機械装置として明記された物および被保険自動車の原動機用燃料タンク内の燃料 ② 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具 ③ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
免責金額	被保険者の自己負担となる金額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項または車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車の車室内・トランク内に収容またはキャリア^(注)に固定された身の回り品に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。
(注) 自動車の屋根もしくはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。
- (2) 当会社は、この特約が被保険者の委託を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合保険契約者はその旨を当会社に告げることを要しません。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の

借主^(注1)

- ウ、アおよびイに定める者の法定代理人
- エ、アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
- オ、アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、また、
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ キャリアに固定された身の回り品の盗難
- ⑨ 紛失
- ⑩ 詐欺または横領
- ⑪ 被保険自動車を競技もしくは曲技^(注5)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
- ⑫ 被保険自動車を危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車^(ひん)を牽引すること。

(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義等)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注8) 家事を除きます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間^(注1)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート^(注2)である場合を除きます。
- ② 身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐し、およびその他自然の消耗
- ③ 故障損害^(注3)
- (注1) 積み込みまたは積み下し中を含みます。
- (注2) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とともに同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。
- (注3) 偶然な外来の事故に直接起因しない身の回り品の電氣的または機械的損害をいいます。

第6条(保険金を支払わない場合—その3)

当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態^(注1)もしくは身体に道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3(アルコールの程度)で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合にその本人の所有する身の回り品について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注3)
- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注3)
- ③ ①および②に定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
- (注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注3) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条(保険金を支払わない場合—その4)

当会社は、次のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物

- ② 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ③ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、徽章、免許状その他これらに準ずる物
- ④ 動物

第8条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、身の回り品の所有者とします。

第9条（損害額の決定）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、保険価額によって定めます。
- (2) 身の回り品の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害額とします。

次条に定める修理費	+	第11条（費用）に定める費用	-	修理に際し部分品を交換したために損害を生じた身の回り品全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額	-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害額
-----------	---	----------------	---	--	---	-------------------------	---	-----

- (3) 第11条（費用）に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害額とします。
- (4) 損害を生じた身の回り品が一組または一对のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた身の回り品全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

第10条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害を生じた身の回り品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

第11条（費用）

第9条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注1）をいいます。

- ① 普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 普通保険約款基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 盗難にあった身の回り品を引き取るために必要であった費用
- ④ フェリーポート（注2）によって輸送されている間に生じた共同海損に対する身の回り品の分担額

（注1）収入の喪失を含みません。

（注2）官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第12条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、第9条（損害額の決定）の損害額から、次の金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。
 - ① 免責金額として5,000円
 - ② 損害額のうち、回収金（注）がある場合において、回収金（注）の額が①の免責金額を超過するときは、その超過額

（注）第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
- (2) 被保険者が2名以上いる場合は、（1）に記載した当社の支払う保険金の額に、次の①の額の②の額に対する割合を乗じて各被保険者別の保険金額を決定します。
 - ① 各被保険者別の損害額。ただし、回収金（注）を差し引いた残額とします。
 - ② ①の合計額

（注）第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第13条（現物による支払）

当社は、身の回り品の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第14条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当社が損害を生じた身の回り品に対して全損として保険金を支払った場合は、損害を生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、保険金額が損害を生じた身の回り品の保険価額に達しない場合には、当社は、保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- (2) (1)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思表示して保険金を支払ったときは、損害を生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第15条（盗難事故における保険金請求の特例）

被保険者または保険金を受け取るべき者が身の回り品の盗難事故による保険金の支払いを請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）（2）に定める書類に加え、警察署の盗難届出証明書当会社に提出しなければなりません。

第16条（盗難身の回り品の返還）

当社が身の回り品の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に身の回り品が発見さ

れた場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に身の回り品に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第 17 条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった身の回り品を発見し、または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第 18 条（保険金支払い前に盗難品が回収された場合の措置）

盗難にあった身の回り品について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその身の回り品が回収された場合は、その身の回り品について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その身の回り品に損傷または汚損がある場合は、損害が生じたものとみなします。

第 19 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項⁽³³⁾の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所	読替前	読替後
① 第 13 条（重大事由による解除）（4）②	車両条項	身の回り品補償特約
② 第 13 条（2）（注 1）	賠償責任条項または人身傷害補償条項	身の回り品補償特約
③ 第 20 条（事故発生時の義務）	被保険自動車	身の回り品
④ 第 22 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第 23 条（保険金の請求）	車両条項	身の回り品補償特約
⑤ 第 29 条（代位）	車両損害	身の回り品損害

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第 20 条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約および家族運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

（21）代車費用補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義								
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。ただし、賠償責任条項の適用がない場合は、被保険自動車の所有者とします。								
故障	被保険自動車に発生した偶然な外來の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故をいいます。								
故障損害	故障によって被保険自動車に発生した損害をいい、走行障害による損害を含みません。								
車両損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に発生した損害および被保険自動車の盗難によって発生した損害をいいます。								
修理工場等	修理工場として当会社が承認する場所をいい、電欠等が発生した自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。								
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。								
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者								
走行障害	次表に掲げる事由によって被保険自動車に発生した走行上の障害をいいます。								
	<table><tr><th>事由</th><th>説明</th></tr><tr><td>キー閉じ込み</td><td>キーが被保険自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態で施錠をいいます。</td></tr><tr><td>バッテリー上がり</td><td>被保険自動車のバッテリーの過放電をいいます。</td></tr><tr><td>巻き込み</td><td>タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、被保険自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。</td></tr></table>	事由	説明	キー閉じ込み	キーが被保険自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態で施錠をいいます。	バッテリー上がり	被保険自動車のバッテリーの過放電をいいます。	巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、被保険自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。
	事由	説明							
	キー閉じ込み	キーが被保険自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態で施錠をいいます。							
	バッテリー上がり	被保険自動車のバッテリーの過放電をいいます。							
巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、被保険自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。								

走行障害	事由	説明
	電欠等	被保険自動車に電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ ^(注) を含みます。 (注) 所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。
走行不能	自力で走行できない状態をいい、法令により走行が禁じられている状態を含みます。	
代車使用限度日数	次の日数をいいます。	
	区分	日数
	第3条（保険金を支払う場合一代車費用保険金）①または②の場合	30日
	第3条（保険金を支払う場合一代車費用保険金）③から⑤までの場合	15日
代車費用	被保険自動車の代替として使用する被保険自動車と同等クラスのレンタカー等の代車をレンタカー事業者等から借り入れるために要した費用をいいます。ただし、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的内容が明らかであって、かつ、その自動車を借り入れる費用として当会社が必要かつ妥当と認める額に限りします。	
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合一代車費用保険金）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。	
被保険者	被保険自動車の所有者をいいます。	
免責金額	保険証券記載の免責金額をいい、被保険者の自己負担となる金額をいいます。	
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。	
レンタカー事業者	次のいずれかに該当する事業者に限りします。 ① レンタカーを借り入れるために当会社が手配する事業者 ② 上記①以外の事業者で、レンタカーを借り入れるために当会社が使用について承認する事業者	
路面	通常、自動車の交通の用に供する道その他の場所の走行面をいいます。ただし、社会通念上自動車の走行に適さないと認められる範囲を除きます。	

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合一代車費用保険金）

当会社は、次のいずれかの事由により被保険自動車を使用できなくなった場合、被保険者が代車費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者に代車費用保険金を支払います。ただし、③から⑤までの事由については、被保険自動車が走行不能となった地から修理工場等まで運搬される場合^(注1)に限りします。

- ① 車両損害。ただし、②に該当する事由を除きます。
- ② 被保険自動車の盗難^(注2)。ただし、保険契約者または被保険者が盗難^(注2)の事実を警察官に届け出た場合に限りします。
- ③ 故障損害により被保険自動車が走行不能となったこと。
- ④ 走行障害により被保険自動車が走行不能となったこと。
- ⑤ ①から④まで以外の事由で、被保険自動車に発生した事象により被保険自動車が走行不能となったこと^(注3)。

(注1) 次のいずれかに該当する場合を含み、走行不能となった地において仮修理等により走行不能が解消された後に修理工場等まで入庫した場合を除きます。

- ① 被保険自動車が法令により走行が禁じられていると当会社が認めた状態で、走行不能となった地から修理工場等へ自力で入庫した場合
- ② 修理工場等の状況、交通事情、気象状況、事故の状況等の被保険者の責めに帰さない事由により修理工場等までの運搬が困難であると当会社が認めた場合

(注2) 被保険自動車の一部のみの盗難を除きます。

(注3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条（自動車の検査及び自動車検査証）第1項の検査および有効な自動車検査証の交付を受けていない状態であることのみを理由として被保険自動車が走行不能となった場合は含みません。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
 - イ、被保険自動車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注1)

- ウ、アおよびイに定める者の法定代理人
 エ、アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
 オ、アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、

- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 ⑧ 詐欺または横領
 ⑨ 被保険自動車を競走もしくは曲技^(注5)のために使用すること、または被保険自動車を競走もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。

(注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競走または曲技のための練習を含みます。

(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害によって被保険者が被る損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車から取り外されて車上にない部分品または付属品に発生した損害
 ② 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに発生した損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が発生した場合を除きます。
 ③ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に発生した損害

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態^(注1)もしくは身体に道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3(アルコールの程度)で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に発生した事故によって被保険者が被る第3条(保険金を支払う場合—代車費用保険金)①および②の事由による損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注3)
 ② 被保険自動車を所有する者、所有権留保金項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃貸契約に基づく被保険自動車の借主^(注3)
 ③ ①および②に定める者の法定代理人
 ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
 ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

(注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。

(注3) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。

- ① キーの紛失
 ② 被保険自動車の燃料切れ。ただし、電欠等を除きます。
 ③ 次のいずれかに起因する第2条(保険金を支払う場合)③から⑤までに規定する事由
 ア、エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
 イ、自動車製造業者の取扱説明書等に表示されている取扱いと異なる使用または仕様限度を超える酷使
 (5) 当会社は、第3条(保険金を支払う場合—代車費用保険金)③から⑤までに規定する事由が保険期間内に発生しても、これらの事由による被保険自動車の走行不能が保険期間内に発生していない場合は、代車費用保険金を支払いません。

第5条(支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき、当会社が支払う代車費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、1日あたりの代車費用は保険証券記載の支払限度日額を限度とし、代車使用日数^(注)は代車使用限度日数を限度とします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{第6条(代車使用期間)に規定する代車使用期間に被保険者が負担した1日あたりの代車費用の額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{代車使用日数}^{(注)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{代車費用保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 第6条(代車使用期間)に規定する代車使用期間において被保険者が代車を使用した日数をいいます。

(2) 代車費用のうち、回収金^(注1)がある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、当会社は(1)に定める代車費用保険金の額からの超過額を差し引いて代車費用保険金を支払います。

(注1) 第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 代車費用から(1)に定める代車費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第6条（代車使用期間）

この特約において代車使用期間とは、次に定める期間をいいます。

- ① 第3条（保険金を支払う場合—代車費用保険金）①または③から⑤までの場合
次の期間をいいます。

区分	期間
ア. 被保険自動車の損傷を修理することができない場合	事故日 ^{（注1）} から代替自動車の取得 ^{（注2）} を行った日までの期間
イ. ①ア以外で、被保険自動車の損傷を修理しない場合	事故日 ^{（注1）} から次のうちいずれかの日までの期間 （ア）代替自動車の取得 ^{（注2）} を行う場合は、代替自動車の取得 ^{（注2）} を行った日 （イ）①イ（ア）以外の場合は、被保険者がレンタカー等の代車を最初に借り入れた日に修理に着手して被保険自動車の損傷に対して通常の修理を行った場合に被保険自動車が保険契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日
ウ. 被保険自動車の損傷を修理する場合	事故日 ^{（注1）} から被保険自動車が修理完了後、保険契約者または被保険者の手元に戻った日までの期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車の戻るのが遅延した場合は、事故日 ^{（注1）} からその遅延がなければこれらの者の手元に戻ったであろう日までの期間とします。

- ② 第2条（保険金を支払う場合）②の場合
次の期間をいいます。

区分	期間
ア. 被保険自動車が発見されなかった場合	事故日から代替自動車の取得 ^{（注2）} を行った日までの期間
イ. 被保険自動車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、被保険自動車の損傷を修理することができないとき。	事故日から代替自動車の取得 ^{（注2）} を行った日までの期間
ウ. ②イ以外で、被保険自動車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、被保険自動車の損傷を修理しないとき。	事故日から次のうちいずれかの日までの期間 （ア）代替自動車の取得 ^{（注2）} を行う場合は、代替自動車の取得 ^{（注2）} を行った日 （イ）②ウ（ア）以外の場合は、被保険自動車が発見されて保険契約者または被保険者の手元に戻った日に修理に着手して被保険自動車の損傷に対して通常の修理を行った場合に被保険自動車が保険契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日
エ. 被保険自動車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、被保険自動車の損傷を修理するとき。	事故日から被保険自動車が修理完了後、保険契約者または被保険者の手元に戻った日までの期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車の戻るのが遅延した場合は、事故日からその遅延がなければこれらの者の手元に戻ったであろう日までの期間とします。
オ. 被保険自動車が発見された場合であって、損傷がないとき。	事故日から被保険自動車が発見されて、保険契約者または被保険者の手元に戻った日までの期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車の戻るのが遅延した場合は、事故日からその遅延がなければこれらの者の手元に戻ったであろう日までの期間とします。

（注1）第3条（保険金を支払う場合—代車費用保険金）③から⑤までの事由については、被保険自動車が走行不能となった地から修理工場等まで運搬された日または入庫した日のいずれか早い日とします。ただし、修理工場等の状況、交通事情、気象状況、事故の状況等の被保険者の責めに帰さない事由により修理工場等までの運搬が困難であると当会社が認めた場合は、事故日とします。

（注2）次のいずれかに該当する者が、被保険自動車の代替として自動車を新たに取得することをいい、所有権留保条項付売買契約に基づく購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

- ① 被保険自動車の所有者
- ② 記名被保険者
- ③ 記名被保険者の配偶者
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

第7条（現物による支払）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合—代車費用保険金）の規定にかかわらず、被保険者からの申出があった場合には、代替自動車の貸与をもって代車費用保険金の全部または一部の支払に代えることができます。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき代車費用保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して代車費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に代車費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、この保険契約により支払うべき代車費用保険金の額から差し引いた額に対してのみ代車費用保険金を支払います。

(3) (2) の代車費用保険金の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する代車費用保険金の請求権は、第6条（代車使用期間）の規定によって当会社が代車費用保険金を支払うべき日数が確定した時から発生し、これを行使用することができるとします。
- (2) 被保険者が代車費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2) ①に規定する書類または次に定める書類のうち、当会社が求めるものを添えて当会社に提出しなければなりません。
- ① 被保険者がレンタカー等の代車を借り入れた事実および日数ならびに代車費用の額を確認できる客観的書類
- ② 修理等に要する費用の見積書^(注1) および損害が発生した物の写真^(注2)
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 画像データを含みます。

第10条（被保険自動車発見時の保険契約者または被保険者の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、盗難^(注)にあった被保険自動車を発見した場合または発見されたことを知った場合は、直ちに当会社に通知しなければなりません。
- (注) 被保険自動車の一部のみの盗難を除きます。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて代車費用保険金を支払います。

第11条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約および家族運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。
- (2) この保険契約に他車運転補償特約が適用される場合、同特約の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (3) この保険契約にファミリーバイク特約（自損傷害型）またはファミリーバイク特約（人身傷害型）が適用される場合、これらの特約の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款車両条項第13条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、代車費用保険金を含めないものとします。また、基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所		読替前	読替後
①	第13条（重大事由による解除）(4) ②	車両条項	代車費用補償特約
②	第13条（2）(注1)	賠償責任条項または人身傷害補償条項	代車費用補償特約
③	第29条（代位）(3)	車両損害	代車費用補償特約の第3条（保険金を支払う場合一代車費用保険金）の規定により当会社が代車費用保険金を支払うべき損害

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(22) 弁護士費用補償特約（S D A用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
財物の損壊	被保険者が所有、使用または管理する財物 ^(注1) の滅失、損傷もしくは汚損または盗取 ^(注2) されることをいいます。 (注1) 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供する財物を除きます。 (注2) 詐欺を含みません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	被保険者が被った身体の障害 ^(注) をいいます。 (注) 死亡を含みます。
損害賠償請求費用	訴訟費用、弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 ^(注) をいいます。 (注) 法律相談費用を除きます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

賠償義務者	被保険者から法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。
被害	身体の障害または財物の損壊をいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生したときにすべての被害が発生したものとみなします。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
弁護士費用	法律相談費用および損害賠償請求費用をいいます。
法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ③ 行政書士が行う行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号に規定する相談
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する被害の発生を理由として損害賠償を請求することにより生じた費用を負担することによって被害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。
 - 日常生活において生じた偶然な事故による被害
 - 被保険自動車搭乗中に生じた偶然な事故による被害。ただし、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗の場合を除きます。
- 保険金支払の対象となる費用とは、あらかじめ当会社の同意を得て支出した、次の費用をいいます。
 - 法律相談費用
 - 損害賠償請求費用
- 当会社は、被害が保険証券記載の保険期間中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。ただし、被害が身体の障害である場合は、身体の障害を被った時^(注)が保険期間中である場合に限りです。
(注) 障害の原因となった事故発生の時をいいます。
- 当会社は、(2)に掲げる費用のうち普通保険約款賠償責任条項および被害者救済費用補償特約において支払われるものがある場合には、その費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた被害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 台風、洪水または高潮
- 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔った状態^(注5)もしくは身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車、原動機付自転車、航空機、船舶等を運転している間に生じた事故
- 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注6)等の影響を受けているおそれがある状態の間に生じた事故
- 環境汚染^(注7)
- 石綿または石綿を含む製品の発がん性物質その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性
- 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由
- 外因性内分泌^{かくらん}攪乱化学物質の有害な特性
- 電磁波障害
- 医薬品の継続的な服用^(注8)
- 美容を唯一の目的とする医療行為
- 被保険者に生じた労働災害事故
- 被保険者の精神障害^(注9)

(注1) 法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注7) 刺激物質または汚染物質が大気中、土壌中または水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれのあることをいいます。この刺激物質または汚染物質には煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、石綿、化学物質および廃棄物等を含みます。また、廃棄物には再利用される物質を含みます。
- (注8) 経口によるとそれ以外によるを問いません。
- (注9) 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 00 からF 99 に規定された内容に準拠します。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する被害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 財物自体の欠陥^(注)、摩滅、腐食または自然の消耗による財物の損壊。ただし、欠陥^(注)を有する財物以外に被害が拡大した場合を除きます。
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される財物の損壊
 - ③ 所持することが法令により禁じられている財物の損壊
 - ④ 貨幣、紙幣、有価証券、証書、クレジットカード、印紙、切手、帳簿、勲章、^あ徽章、稿本、設計書、^{ひな}雛型その他これらに類する財物の損壊
- (注) 摩滅、腐食または自然の消耗を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他の被保険者に対する損害賠償請求
 - ② 保険契約^(注)の保険者に対する損害賠償請求。ただし、被害を被った者に直接保険金を支払うことを約した責任保険契約の保険者に対する損害賠償請求を除きます。
 - ③ 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求
 - ④ 日本国外における、または日本国外の法令に基づく損害賠償請求
- (注) 共済契約を含みます。

第7条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置^(注1)またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中の者
- (注1) 「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」に定める乗車装置をいいます。
- (注2) 隔壁等により通行できないよう仕切られている場所を除きます。

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条（支払保険金の計算）

当社の支払う保険金の額は、第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額とします。ただし、1回の事故につき、被保険者1名当たり、当社の支払う保険金の額は次の金額の合計額とし、500万円を限度とします。

- ① 第3条（2）①の法律相談費用
10万円を限度とします。
- ② 第3条（2）②の損害賠償請求費用
＜別紙＞損害賠償請求費用支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とします。

第10条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第3条（保険金を支払う場合）（2）に定める費用を支払おうとするときは、次に定める事項を、費用の支出を行う前に当社に通知しなければなりません。
 - ① 被害の具体的な内容
 - ② 賠償義務者の住所および氏名または名称
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 11 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）（2）に定める費用を支出した時に発生し、これを使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の規定に基づき保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款基本条項第 23 条（保険金の請求）（2）に規定する書類のほか、次に定める書類のうち、当会社が求めるものを添えて当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 被害状況報告書
 - ③ 公の機関^(注)の被害証明書
 - ④ 法律相談等を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、内容についての書類
 - ⑤ 弁護士、司法書士または行政書士が行った業務の内容を証明する書類
 - ⑥ 和解契約書その他これに代わる書類
 - ⑦ 費用の算出根拠を証明する計算書等の書類
 - ⑧ 費用の領収証
- (注) やむを得ない場合には第三者とします。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（2）の規定に違反した場合、または（2）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第 13 条（支払保険金の返還）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った保険金の返還を求めることができます。
- ① 弁護士または司法書士への委任の取消等により被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合
 - ② 事故に関して被保険者が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過する場合
ア、被保険者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額
イ、判決で認定された弁護士費用の額と当会社が第 3 条（保険金を支払う場合）の規定により既に支払った保険金の合計額
- (2) (1) の規定により当会社が返還を求める保険金の額は次に定めたとおりとします。
- ① (1) ①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第 3 条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
 - ② (1) ②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第 3 条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第 14 条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約および家族運転者の年齢条件特約は適用しません。

第 15 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

	該当箇所	読替前	読替後
①	第 13 条（重大事由による解除）（4）②	車両条項	弁護士費用補償特約（S D A 用）
②	第 13 条（2）（注 1）	賠償責任条項または人身傷害補償条項	弁護士費用補償特約（S D A 用）

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

<別紙> 損害賠償請求費用支払限度額

1. 用語の定義

この別紙において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
時間制報酬	委任契約を締結する際に取り決めた 1 時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間 ^(注) を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。 (注) 移動に要する時間を含みます。
事件等	事件または法律事務をいいます。
自賠償保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護士または認定司法書士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
同一の事件	発生した事故についての被害者ごとの請求事件をいいます。
同一の事故	発生日時、発生場所および事故当事者（複数を含みます。）などを同じくする社会的事実としての事故をいいます。
認定司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士または認定司法書士が受ける委任事務処理の対価をいいます。

2. 損害賠償請求費用支払限度額

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料およびその他の費用についてはそれぞれ（1）から（5）までの規定によります。ただし、被保険者が日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当会社が別に定めるところによります。

（1）着手金

- ① 弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益^{（注1）}に応じて次表に掲げる金額^{（注2）}とします。

経済的利益 ^{（注1）}	金額
ア. 125万円以下の場合	10万円
イ. 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益 ^{（注1）} × 8%
ウ. 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益 ^{（注1）} × 5% + 9万円
エ. 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益 ^{（注1）} × 3% + 69万円
オ. 3億円を超える場合	経済的利益 ^{（注1）} × 2% + 369万円

- ② 同一の事件に関し、次表に掲げるア. からエ. のいずれかの事由に該当する場合で当会社が認めたときは、上記①の規定により計算される金額の25%を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、50%^{（注3）}を超えて増額することはできません。

ア. 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合
イ. 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合
ウ. 弁護士が、第1審から引き続き控訴審を受任する場合
エ. 弁護士が、控訴審から引き続き上告審を受任する場合

- ③ 同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、上記①に定める額から既に受け取っていた調査事件の手数料を差し引くこととします。

（注1）弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される被保険者が賠償されるべき相当な金額をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済責任を負う者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

（注2）事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

（注3）通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当会社が認めた場合は、50%を超える割合とすることができます。

（2）報酬金

- ① 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益^{（注1）}に応じて次表に掲げる金額^{（注2）}とします。

経済的利益 ^{（注1）}	金額
ア. 300万円以下の場合	経済的利益 ^{（注1）} × 16%
イ. 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益 ^{（注1）} × 10% + 18万円
ウ. 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益 ^{（注1）} × 6% + 138万円
エ. 3億円を超える場合	経済的利益 ^{（注1）} × 4% + 738万円

- ② 弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

（注1）弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済責任を負う者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

（注2）委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

(3) 時間制報酬

弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間（注1）1時間あたり2万円。ただし、同一の事故、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30時間分（注2）を上限とします。

（注1）事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士への過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含まれません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書（原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限りです。）により確認されたものとします。

（注2）委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。

(4) 手数料

① 弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

支払われるべき金額	金額
ア. 150万円以下の場合	3万円
イ. 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

② 上記①以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

(5) その他の費用

日当および実費（注）等の上記（1）から（4）以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

（注）収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が生じた額をいいます。

(23) 個人賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項に規定する記名被保険者（普通保険約款賠償責任条項がない場合は、普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。）
財物の破損	他人の財物の滅失、汚損もしくはき損
事故	日本国内において生じた第3条（保険金を支払う場合）に掲げる偶然な事故
住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅（別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。）をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
日常生活	住宅以外の不動産および自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有、使用または管理を除きます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険金額	1回の事故につき、保険証券に記載された保険金額
免責金額	保険証券記載の免責金額をいい、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、日本国内において生じた次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害（この特約においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。）または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 普通保険約款賠償責任条項に規定する記名被保険者の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
- ③ 記名被保険者または配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者または配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が、責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注）。ただし、その責任無能力者に関する前条①または②の事故に限りです。

(注) 責任無能力者の親族に限ります。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産^(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者についてはこの限りではありません。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両^(注2)、銃器^(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1) 住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(注2) 原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
(注3) 空気銃を除きます。

第7条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑤までに掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 第3条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第9条（事故発生時の義務）（1）①および④に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生および拡大の防止につとめるために要した必要または有益な費用
- ③ ②の発生および拡大の防止につとめるために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第12条（当会社による解決）（1）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第8条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険金額を支払の限度とします。
- ② 前条②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額をこえる場合は、保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

第9条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止につとめ、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求^(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被

害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社へ通知する。

⑦ 他の保険契約の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社へ通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要となる書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく（1）の規定に違反した場合には当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① （1）の①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② （1）の②、③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ （1）④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ （1）⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当会社の支払うべき個人賠償保険金の限度額が増額されるものではありません。

第11条（当会社による援助）

被保険者が個人賠償事故に係わる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第12条（当会社による解決）

（1）次の①または②のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注1）を行います。

① 被保険者が個人賠償事故に係わる損害賠償の請求を受けた場合

② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

（2）（1）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

① 1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がこの特約の保険金額を明らかに超える場合（注2）または免責金額を明らかに下回る場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由なく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合

（注1）弁護士を選任を含みます。

（注2）免責金額がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

第13条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（1）個人賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（2）当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の個人賠償事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

（3）前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額

=

被保険者が損害賠償請求権者に対して
負担する法律上の損害賠償責任の額

－

被保険者が損害賠償請求権者に対して
既に支払った損害賠償金の額

（4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（5）（2）または（7）に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (6) 1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注1)がこの特約の保険金額を超えると認められる時^(注2)以後、損害賠償請求権者は(1)による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (注1) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合はその全額を含みます。
- (注2) 免責金額がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。
- (7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(6)の規定にかかわらず、1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注1)が保険金額を超えると認められる時^(注2)以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することができるものとします。ただし、1回の個人賠償事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注3)を限度とします。
- ① (2)④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注1) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (注2) 免責金額がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。
- (注3) 同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

第14条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生します。
- 保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払の請求をする場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療費等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注1)および被害が生じた物の写真^(注2)
 - ⑧ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠としての保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 画像データを含みます。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかが事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に関して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査へ協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受けるべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故の損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするための、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180 日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、捜査機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
 - ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内にて行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうちの最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 16 条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第 11 条（当社による援助）または第 12 条（当社による解決）（１）の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当社は、1 回の個人賠償事故につき、保険証券記載の保険金額の範囲内^(注)で、仮処分命令に基づく仮払金を無利子で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息を被保険者に貸し付けます。
- (注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。
- (2) (1) により当社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のために供託金（利息を含みます。以下この条において、同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1) の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権）（２）のただし書
 - ② 同条（７）のただし書
 - ③ 第 8 条（保険金の支払額）①のただし書
- (4) (1) の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、（１）の当社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 普通保険約款基本条項第 23 条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、（１）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第 17 条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（第 7 条（支払保険金の範囲）の②から⑤の費用に対する保険金の請求を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲り渡し、質権の目的とし、または（２）の③の場合を除いて差し押さえることができません。ただし、（２）の①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求できる場合を除きます。

第 18 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共

- 済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 19 条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第 20 条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せず被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 21 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所		読替前	読替後
①	第 4 条（告知義務）	記名被保険者	被保険者
②	第 13 条（重大事由による解除）（4）	賠償責任条項	個人賠償責任補償特約
③	第 13 条（4）	賠償責任条項第 14 条（費用－対人・対物賠償共通）	個人賠償責任補償特約第 7 条（支払保険金の範囲）②から⑤
④	第 24 条（保険金の支払時期）	請求完了日	個人賠償責任補償特約第 14 条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日
⑤	第 26 条（損害賠償額の請求および支払）（1）	賠償責任条項第 11 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）または第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）	個人賠償責任補償特約第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権）
⑥	第 28 条（損害賠償請求権の行使期限）	賠償責任条項第 11 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）および第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）	個人賠償責任補償特約第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権）
⑦	第 26 条（6）	賠償責任条項第 11 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）（2）①から⑤まで、第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）（2）①から④までまたは同条（6）①から③	個人賠償責任補償特約第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）または同条（7）①から③

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(24) 車両価額協定保険特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当会社が被保険自動車の価額として契約締結時に協定した価額をいい、契約締結時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 (注) 初度検査年月を含みます。
市場販売価格相当額	当会社が別に定める車両価格表等に記載された価格をいいます。

次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。

- ① 全損の場合は、前条①の額
- ② 分損の場合は、前条②の額から保険証券記載の免責金額^(注)を差し引いた額

(注) 当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

第7条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

協定保険価額が保険価額^(注)を著しく超える場合は、前2条の規定の適用においては、その保険価額^(注)を協定保険価額および保険金額とします。

(注) 普通保険約款車両条項第1条（用語の定義）に規定する保険価額をいいます。

第8条（価額の評価のための告知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険自動車の協定保険価額を定めるに際し、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (2) 被保険自動車の協定保険価額を定めるに際し、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第3条（協定保険価額）の規定により定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
 - (3) (2)の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)の事実がなくなった場合
 - ② 被保険自動車の協定保険価額を定める際、当会社が(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、被保険自動車の価額を評価するために必要な事項について、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出た事実が、被保険自動車の協定保険価額を定める際に当会社に告げられていたとしても、当会社が、この特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時からその日を含めて30日を経過した場合
- (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、その損害については、第5条（損害額の決定）および第6条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項第7条（損害額の決定）および第10条（支払保険金の計算）(1)の規定を適用します。この場合において、既に第5条および第6条の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、普通保険約款車両条項第7条および第10条(1)の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。
 - (5) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
 - (6) (5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第5条（損害額の決定）および第6条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項第7条（損害額の決定）および第10条（支払保険金の計算）(1)の規定を適用します。

第9条（被害物についての当会社の権利）

この特約が適用される場合は、普通保険約款車両条項第12条（被害物についての当会社の権利）(1)中の「保険価額」を「協定保険価額」と読み替えるものとします。ただし、第7条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）の規定が適用される場合を除きます。

(25) 全損時諸費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
全損	普通保険約款車両条項第1条（用語の定義）に規定する全損をいいます。ただし、この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、同特約第1条（用語の定義）に規定する全損をいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合—全損時諸費用保険金）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標等 ^(注1) 上の分類番号、色等に基づき定めた区分 ^(注2) (注3)をいいます。 (注1) 車両番号標および標識番号標を含みます。 (注2) 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 (注3) 自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）

第3条（保険金を支払う場合—全損時諸費用保険金）

- (1) 当会社は、普通保険約款車両条項および基本条項^(注)の規定により、当会社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、1回の事故につき次の算式によって算出された額を全損時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

保険証券記載の保険金額	×	10%	=	全損時諸費用保険金の額
-------------	---	-----	---	-------------

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

- (2) 次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定の適用においては、保険価額^(注1)を車両保険契約における保険証券記載の保険金額とします^(注2)。

- ① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合であって、保険証券記載の保険金額が保険価額^(注1)を超えるとき。
- ② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合であって、次のいずれかに該当するとき。
 - ア. 車両価額協定保険特約第7条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）の適用がある場合
 - イ. 車両価額協定保険特約第8条（価額の評価のための告知）(4) ただし書の適用がある場合であって、保険証券記載の保険金額が保険価額^(注1)を超えるとき。

(注1) 普通保険約款車両条項第1条（用語の定義）に規定する保険価額をいいます。

(注2) ②イの場合において、既にこの(2)の規定を適用しないで全損時諸費用保険金を支払っていたときは、当会社は、この(2)の規定を適用して算出した全損時諸費用保険金との差額の返還を請求することができます。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定によって支払うべき全損時諸費用保険金と普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）に定める保険金^(注)の合計額が保険証券記載の保険金額を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。

(注) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、同特約第6条（支払保険金の計算）に定める保険金とします。

- (4) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき全損時諸費用保険金の額を支払います。ただし、他の保険契約等により優先して全損時諸費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に全損時諸費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき全損時諸費用保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ全損時諸費用保険金を支払います。

- (5) 当会社に対する全損時諸費用保険金の請求権は、損害発生時から発生し、これを行使することができるものとします。

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所	読替前	読替後
① 第13条（重大事由による解除）(4) ②	車両条項	全損時諸費用補償特約
② 第13条（2）(注1)	賠償責任条項または人身傷害補償条項	全損時諸費用補償特約

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(26) 車対車事故免責金額ゼロ特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
車対車事故	被保険自動車と相手自動車との衝突または接触をいいます。

所有権留保条項付 売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
免責金額	被保険者の自己負担となる金額をいいます。
用途車種	登録番号標等 ^(注1) 上の分類番号、色等に基づき定めた区分 ^(注2) ^(注3) をいいます。 (注1) 車両番号標および標識番号標を含みます。 (注2) 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 (注3) 自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 自家用普通乗用車
 - イ. 自家用小型乗用車
 - ウ. 自家用軽四輪乗用車
 - エ. 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超2トン以下）
 - オ. 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）
 - カ. 自家用小型貨物車
 - キ. 自家用軽四輪貨物車
 - ク. 特種用途自動車（キャンピング車）
- ② 車両保険契約における保険証券記載の免責金額が、5万円の場合

第3条（車両免責金額の取扱い－免責金額5万円の不適用）

車対車事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、普通保険約款基本条項第10条（支払保険金の計算）（1）②または車両価額協定保険特約第6条（支払保険金の計算）②の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、当会社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、車対車事故の相手自動車の登録番号等^(注)ならびに車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限りません。

（注）登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）（2）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真^(注)を当会社に提出しなければなりません。

- ① 車対車事故の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名もしくは名称の記載のあるもの
 - ② 被保険自動車の損傷部位の写真^(注)
 - ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真^(注)または資料
- （注）画像データを含みます。

（27）対物超過修理費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時における、相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初度検査年月を含みます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。

相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
対物事故	普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故をいいます。
対物超過修理費用	相手自動車の修理費が相手自動車の価額を超えると認められる場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
用途車種	登録番号標等（注1）上の分類番号、色等に基づき定めた区分（注2）（注3）をいいます。 （注1）車両番号標および標識番号標を含みます。 （注2）自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 （注3）自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項^(注)が適用されている場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

（注）対物賠償に係る規定の適用がある場合とします。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款賠償責任条項第3条（保険金を支払う場合—対物賠償）に規定する保険金が支払われる場合には、その保険金の支払対象となる対物事故に伴い被保険者が対物超過修理費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に相手自動車の損傷が修理された場合に限りま。

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲—対人・対物賠償共通）に規定する被保険者とします。

第5条（個別適用）

- （1）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- （2）（1）の規定によって、次条に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の計算）

1回の対物事故につき当社の支払う対物超過修理費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、相手自動車1台につき、50万円を限度とします。

$$\boxed{\text{対物超過修理費用}} \times \frac{\boxed{\text{相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{相手自動車の価額}}} = \boxed{\text{対物超過修理費用保険金の額}}$$

第7条（相手自動車の車両保険等がある場合の取扱い）

当社は、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、相手自動車の修理費から次の①の額を差し引いた額を対物超過修理費用とみなして、前条の規定を適用します。この場合において、既に当社が支払うべき対物超過修理費用保険金の額を超える金額を支払っていたときは、そのを超える部分の額の返還を請求することができます。

- ① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金または共済金の額^(注)。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車を所有する者以外の第三者が負担すべき金額で相手自動車を所有する者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金または共済金の額とします。
- ② 相手自動車の価額

（注）相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき対物超過修理費用保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ対物超過修理費用保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する対物超過修理費用保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 第3条（保険金を支払う場合）の対物超過修理費用保険金の請求は、保険証券記載の被保険者^(注)を経由して行うものとします。
(注) 保険証券記載の自動車を中心に使用する者とします。
- (3) 普通保険約款賠償責任条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）、第18条（先取特権－対人・対物賠償共通）および第19条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項^(注)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所	読替前	読替後
① 第1条（用語の定義）保険金の定義	賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項	対物超過修理費用補償特約
② 第13条（重大事由による解除）（4）②	車両条項	対物超過修理費用補償特約
③ 第13条（2）（注1）	賠償責任条項または人身傷害補償条項	対物超過修理費用補償特約

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（28）保険料分割払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料^(注)を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

(注) この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）および（4）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対する保険金の支払は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）または（5）の規定に従います。
- (3) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条（分割保険料不払の場合の取扱い）

- (1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料の払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) （1）の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払い込み方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払い込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、「保険料の払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料の払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて（1）の規定を適用します。この場合において、当会社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第7条（分割保険料不払の場合—解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1) の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第8条（初回保険料口座振替特約が適用されている場合の特則）

当会社は、この保険契約に初回保険料口座振替特約が適用されている場合には、前条の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所	読替前	読替後
① 前条（2）	その分割保険料を払い込むべき払込期日	その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
② 前条（2）	次回払込期日	次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

(29) 追加保険料分割払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約が適用されており、かつ、保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第2条（追加保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険料分割払特約第5条（追加保険料の払込み）（1）および（3）の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）、（4）または（6）に定めるところにより請求する追加保険料について、当会社が承認する回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割追加保険料の払込方法）

保険契約者は、前条の規定において分割した追加保険料（以下「分割追加保険料」といいます。）を次に定める日までに払い込まなければなりません。

- ① 第1回分割追加保険料については、当会社が請求した日（以下「払込日」といいます。）
- ② 第2回目以降の分割追加保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）

第4条（分割追加保険料領収前の事故）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（4）の規定に従い、当会社が請求した第1回分割追加保険料について、保険契約者が払込日までにその払込みを怠った場合において、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、同条（3）または（5）の規定を準用します。
- (2) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定に従い、当会社が請求した第1回分割追加保険料について、保険契約者が払込日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第5条（分割追加保険料不払の場合の取扱い）

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（解除—分割追加保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき第2回目以降の分割追加保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき第2回目以降の分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割追加保険料の払込みがない場合
- (2) (1) の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割追加保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、保険料分割払特約の適用があるときは、同特約第7条（分割保険料不払の場合—解除）（3）の規定を適用します。

第7条（初回保険料口座振替特約が適用されている場合の特則）

当会社は、この保険契約に初回保険料口座振替特約が適用されている場合には、前条の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所		読替前	読替後
①	前条（2）	その分割追加保険料を払い込むべき払込期日	その分割追加保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
②	前条（2）	次回払込期日	次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款^(注)の規定を準用します。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（30）保険料分割払特約（口座振替）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約が適用されており、かつ、保険料払込方法が口座振替による11回払方法または12回払方法である場合もしくは保険料分割払特約（大口・口座振替）が適用されている場合に限り適用されます。ただし、この保険契約が保険契約継続特約により継続された保険契約である場合は適用しません。

第2条（分割保険料不払の場合の特則）

当会社は、この特約により、保険契約者が第2回分割保険料^(注1)を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関^(注2)に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第3回分割保険料^(注3)の払込期日をその第2回分割保険料^(注1)の払込期日とみなして保険料分割払特約または保険料分割払特約（大口・口座振替）の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(注1) 保険料分割払特約が適用されている場合には第2回分割保険料、保険料分割払特約（大口・口座振替）が適用されている場合には第2回保険料をいいます。

(注2) 当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(注3) 保険料分割払特約が適用されている場合には第3回分割保険料、保険料分割払特約（大口・口座振替）が適用されている場合には第3回保険料をいいます。

（31）保険料分割払特約（大口・口座振替以外）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。

② 被保険自動車が次のいずれかに該当する自動車であること。

ア. 保険契約者が所有権を有し、かつ、自ら使用する自動車

イ. 保険契約者が所有権留保条項付売買契約により購入し、かつ、自ら使用する自動車

ウ. 保険契約者がリース業者から1年以上を期間とする貸借契約により有償で借入れ、かつ、自ら使用する自動車

エ. 保険契約者がリース業者である場合は、自ら所有する自動車

③ この保険契約の年額保険料^(注)が20万円以上であること。

(注) この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第3条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料^(注)を保険証券記載の回数および金額に分割して、口座振替以外の方法により払い込むことを承認します。

(注) この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第4条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回目以降の保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに口座振替以外の方法により払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料の払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険料不払の場合—解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第6条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、第4条（保険料の払込方法等）(1)の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)または(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対する保険金の支払は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)または(5)の規定に従います。
 - (3) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(32) 追加保険料分割払特約（大口・口座振替以外）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約（大口・口座振替以外）が適用されており、かつ、保険契約者が書面をもってこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第2条（追加保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者に請求した追加保険料を分割して払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、前条の規定において分割した第1回保険料を、当会社が請求した日までに口座振替以外の方法により払い込まなければなりません。
- (2) 第2回目以降の保険料については、(1)に定める払込日の属する月の翌月から毎月、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに口座振替以外の方法により払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が、第1回保険料について、(1)に定める払込日までにその払込みを怠った場合は、この特約は適用されません。

第4条（追加分割保険料不払の場合—解除等）

- (1) 保険契約者が、第2回目以降の追加保険料について、払込期日の翌月の払込期日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に、この追加保険料が生じた自動車^(注)について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、所定の保険料が払い込まれた時以降に生じた事故による損害または傷害を除きます。
- (注) 原動機付自転車を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき追加分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき追加分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき追加分割保険料の払込みがない場合
- (3) (2)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (2)①による解除の場合は、その追加分割保険料を払い込むべき払込期日

- ② (2) ②による解除の場合は、次回払込期日
- (4) (2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(33) 保険料分割払特約（大口・口座振替）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有権留保条付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
 - ② 被保険自動車が次のいずれかに該当する自動車であること。
 - ア. 保険契約者が所有権を有し、かつ、自ら使用する自動車
 - イ. 保険契約者が所有権留保条付売買契約により購入し、かつ、自ら使用する自動車
 - ウ. 保険契約者がリース業者から1年以上を期間とする貸借契約により有償で借入れ、かつ、自ら使用する自動車
 - エ. 保険契約者がリース業者である場合は、自ら所有する自動車
 - ③ この保険契約の年額保険料^(注)が20万円以上であること。
- (注) この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第3条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料^(注)を保険証券記載の回数および金額に分割して、口座振替により払い込むことを承認します。

(注) この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第4条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回目以降の保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに口座振替により払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料の払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険料不払の場合—解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのものとします。
 - ① (1) ①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第6条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、第4条（保険料の払込方法等）(1)の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)または(4)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対する保険金の支払は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)または(5)の規定に従います。
- (3) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対

しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。
(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(34) 追加保険料分割払特約（大口・口座振替）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約（大口・口座振替）が適用されており、かつ、保険契約者が書面をもってこの特約の適用を申し出て、当社がこれを承認した場合に適用されます。

第2条（追加保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者に請求した追加保険料を分割して払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込方法等）

- （1）保険契約者は、前条の規定において分割した第1回保険料を、当社が請求した日までに口座振替以外の方法により払い込まなければなりません。
- （2）第2回目以降の保険料については、（1）に定める払込日の属する月の翌月から毎月、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに口座振替により払い込まなければなりません。
- （3）保険契約者が、第1回保険料について、（1）に定める払込日までにその払込みを怠った場合は、この特約は適用されません。

第4条（追加分割保険料不払の場合—解除等）

- （1）保険契約者が、第2回目以降の追加保険料について、払込期日の翌月の払込期日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に、この追加保険料が生じた自動車^(注)について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、所定の保険料が払い込まれた時に生じた事故による損害または傷害を除きます。
(注) 原動機付自転車を含みます。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき追加分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき追加分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき追加分割保険料の払込みがない場合
- （3）（2）の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① （2）①による解除の場合は、その追加分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② （2）②による解除の場合は、次回払込期日
- （4）（2）の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(35) 追加返還保険料口座振替特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回追加保険料	第3条（追加保険料の払込み）（2）①の規定により追加保険料を一括して払い込む場合は追加保険料全額をいい、同条（2）②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は第1回追加分割保険料をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提供している金融機関等をいいます。
払込期日	当社の定める期日をいいます。
変更	保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更 ^(注) をいいます。 (注) 保険契約者による保険契約の条件の変更を含みます。
変更日	次のいずれかの日をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第5条（通知義務）もしくは同条項第11条（保険金額の調整）に規定する通知の場合は、契約内容を変更すべき期間の初日 ② ①以外の場合は、変更の通知を当社が受領し承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日 ^(注) (注) 変更の通知を当社が受領した日と変更日が同じ日である場合は、当社が変更を承認した日とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に初回保険料口座振替特約または保険料分割払特約が付帯されており、保険料の払込みが口座振替の方法で行われている場合に適用されます。

第3条（追加保険料の払込み）

- (1) この特約により、変更が生じ、保険契約者または被保険者が書面または当会社の定める通信方法により当会社所定の連絡先に変更を通知した場合で、当会社が口座振替の方法により、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）、（4）または（6）に定める追加保険料を請求したときは、追加保険料の払込みは、提携金融機関ごととに払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) (1) の追加保険料の払込みは、当会社の定める次のいずれかの方法により払い込むこととします。
- ① 払込期日に、追加保険料の全額を一時に振り替える方法
 - ② 追加保険料を当会社の定める回数に分割し、毎月の払込期日に振り替える方法。ただし、この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合に限りです。
- (3) 承認書兼変更通知書に記載された変更日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は変更後の条件で保険金を支払います。
- (4) この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には、同特約第5条（追加保険料の払込み）の規定は適用しません。
- (5) 保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに、追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (6) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）の通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第4条（初回追加保険料領収前の事故）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）、（4）または（6）に定めるところに従い、当会社が請求した初回追加保険料について、承認書兼変更通知書記載の初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日後1か月以内に当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、初回追加保険料払込期日後1か月を経過した後も、初回追加保険料の払込みがない場合は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（3）、（5）または（7）に定めるところに従います。ただし、被保険自動車入替時の自動補償特約第3条（入替自動車に対する自動補償）の規定に基づき入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款を適用する場合は、同特約第1条（用語の定義）に定める取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。
- (3) 被保険者または損害賠償請求権者が、初回追加保険料払込期日後1か月以内に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第5条（解除—初回追加保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回追加保険料払込期日後1か月を経過した後も、初回追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1) の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、その変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（初回追加保険料不払の場合の特則）

当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応答日を初回追加保険料払込期日とみなして前2条の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第7条（分割保険料の読替え）

この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合で、第3条（追加保険料の払込み）（2）②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は、第2回目以降の追加保険料と保険料分割払特約第2条（保険料の分割払）に定める分割保険料とを合計した保険料を、同特約第6条（分割保険料不払の場合の取扱い）および同特約第7条（分割保険料不払の場合—解除）の分割保険料と読み替えて、保険料分割払特約を適用します。

第8条（返還保険料の指定口座への振込み）

この特約により、保険契約の内容に変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、あらかじめ保険契約者から反対の意思表示のない限り、保険料の返還は、当会社の定める日に指定口座に振り込むことによって行うことができるものとします。

第9条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合で、第3条（追加保険料の払込み）の変更の通知日時および事故発生の日時の確認に関して、特に必要となる書類または証拠となるものを、遅滞なく提出し、また当会社が行う調査に協力しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款^(注)の規定を準用します。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(36) 初回保険料口座振替特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次のいずれかの保険料をいいます。 ① この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合は第1回分割保険料 ② 保険料分割払特約（大口・口座振替）が適用されている場合には第1回保険料 ③ ①および②以外の場合には保険料
初回保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- （1）この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- （2）この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。

第3条（初回保険料の払込み）

- （1）初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- （2）初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- （3）保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

第4条（初回保険料不払の場合の取扱い）

- （1）初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まねばなりません。
- （2）当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）（3）の規定、保険料分割払特約の適用があるときは同特約第4条（分割保険料領収前の事故）の規定および保険料分割払特約（大口・口座振替）の適用があるときは同特約第6条（保険料領収前の事故）の規定は適用しません。
- （3）（2）の規定により、被保険者または損害賠償請求権者が、初回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まねばなりません。
- （4）（2）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、保険期間の初日から初回保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （5）（4）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当会社は保険料払込期日の属する月の翌々月の初回保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条（解除－初回保険料不払の場合）

- （1）当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- （2）当会社は、（1）の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款^(注)の規定を準用します。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(37) 初回訂正保険料口座振替特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回追加保険料	第3条（追加保険料の払込み）（2）①の規定により追加保険料を一括して払い込む場合は追加保険料全額をいい、同条（2）②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は第1回分割追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	当会社が定める期日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に初回保険料口座振替特約が適用されており、かつ、保険契約者が書面をもってこの特約の適用を申し出て、当社がこれを承認した場合に限り適用されます。

第3条（追加保険料の払込み）

- （1）保険契約者または被保険者が、この保険契約締結の後、保険期間が始まる時までに、次のいずれかの申出または通知を当社に書面をもって行った場合^(注)で、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）、（4）もしくは（6）または普通保険約款に付帯された他の特約の規定に定める追加保険料を請求したときは、その追加保険料の払込みは、提携金融機関ごとに払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
 - ① 普通保険約款基本条項第4条（告知義務）（3）③および普通保険約款に付帯された他の特約に規定する訂正の申出
 - ② 普通保険約款基本条項第5条（通知義務）（1）に規定する通知
 - ③ 普通保険約款に付帯された他の特約に規定する通知
 - ④ 普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）（1）の通知
 - ⑤ ①から④までのいずれかに伴う保険契約の条件の変更の通知

（注）①および③から⑤までについては当社がこれを承認した場合に限ります。
- （2）（1）の追加保険料の払込みは、次のいずれかの方法によるものとします。
 - ① 保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日に、追加保険料の全額を一時に指定口座から当会社の口座に振り替える方法
 - ② 追加保険料を当会社の定める回数に分割し、毎月の払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替える方法。ただし、この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合に限ります。
- （3）保険契約者は、払込期日の前日までに、追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

第4条（初回追加保険料領収前の事故）

- （1）前条（1）に定めるところに従い、当社が請求した初回追加保険料について、承認書兼変更通知書記載の初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日後1か月以内に当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- （2）当社は、初回追加保険料払込期日後1か月を経過した後も、初回追加保険料の払込みがない場合は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （3）被保険者または損害賠償請求権者が、初回追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。

第5条（解除－初回追加保険料不払の場合）

- （1）当社は、初回追加保険料払込期日後1か月を経過した後も、初回追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができず。
- （2）当社は、（1）の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （3）（2）の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料の全額を返還します。

第6条（初回追加保険料不払の場合の特則）

当社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応答日を初回追加保険料払込期日とみなして前2条の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第7条（分割保険料の読替え）

この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合で、第3条（追加保険料の払込み）（2）②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は、第2回目以降の追加保険料と保険料分割払特約第2条（保険料の分割払）に定める分割保険料とを合計した保険料を、同特約第6条（分割保険料不払の場合の取扱い）および同特約第7条（分割保険料不払の場合－解除）の分割保険料と読替えて、保険料分割払特約を適用します。

第8条（返還保険料の指定口座への振込み）

この特約により、保険契約の内容に変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、あらかじめ保険契約者から反対の意思表示のな

い限り、保険料の返還は、当会社の定める日に指定口座に振り込むことによって行うことができるものとします。

第9条（事故発生時の義務）

- （1）保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合で、第3条（追加保険料の払込み）の変更の通知日時および事故発生の日時の確認に関して、特に必要となる書類または証拠となるものを、遅滞なく提出し、また当社が行う調査に協力しなければなりません。
- （2）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款^(注)の規定を準用します。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（38）保険料クレジットカード払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	保険料を分割して払い込む場合には「分割保険料」をいい、保険契約の変更に伴う追加保険料を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に適用されます。

第3条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者がこの保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者^(注)と保険契約者が同一である場合に限ります。

（注）法人または団体を含みます。

第4条（保険料領収の時）

- （1）保険契約者からこの保険契約の保険料の払込みについてクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当社がクレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時を、当社は、保険料領収の時とみなします。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定を適用しません。
 - ① 当社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っていた場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第5条（クレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合）

- （1）当社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者がクレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っていたときは、当社は、その保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- （2）保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、（1）の規定により当社が直接請求した保険料を保険契約者が遅滞なく払い込んだときは、前条（1）の規定を適用します。
- （3）保険契約者が（1）の規定による保険料の払込みを怠った場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第6条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により当社が保険料を返還する場合には、当社は、保険料相当額についてクレジットカード発行会社から領収したことを確認した後に返還します。ただし、前条（2）の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従ってクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいた場合を除きます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款^(注)の規定を準用します。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(39) 初回保険料払込取扱票・請求書払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
払込取扱票	当会社所定の書面による払込取扱票をいいます。
保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当会社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第3条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
 - ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当会社より送付する払込取扱票または当会社が管理する保険料払込番号を使用して払い込むものとします。
 - ② 保険料払込期日までに、①以外の当会社が指定する方法により払い込むものとします。
- （2）（1）①により初回保険料を払い込む場合は、当会社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条（保険料領収前の事故）

- （1）保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）（3）および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収までの間に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- （3）（2）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、始期日から初回保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険料領収前の保険金支払）

- （1）前条（2）の規定により、被保険者または保険金請求権者が、初回保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- （2）（1）の規定にかかわらず、事故の発生日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払うことができるものとします。
- （3）（2）の確約に反して保険契約者が保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第6条（当会社による保険契約の解除）

- （1）当会社は保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）（1）の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約、保険料分割払特約（大口関係）の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- （3）（1）の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(40) 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当会社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
追加保険料払込期日	異動承認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
払込取扱票	当会社所定の書面による払込取扱票をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当会社所定の連絡先を行う場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当会社がこれを引き受けるときに適用されます。

第3条（追加保険料の払込方法）

- 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は次のいずれかの方法により初回追加保険料を払い込むことができます。
 - 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認後に当会社より送付する払込取扱票または当会社が管理する保険料払込番号を使用して払い込むものとします。
 - 追加保険料払込期日までに、①以外の当会社が指定する方法により払い込むものとします。
- (1) ①により初回追加保険料を払い込む場合は、当会社は保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- 保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合をのぞいてこれを撤回することはできません。

第4条（追加保険料領収前の事故）

- 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- 当会社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）および普通保険約款に付帯される他の特約に定める追加保険料領収までの間に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2)の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)または(4)の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、異動日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4)の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6)の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、異動日から初回追加保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

第5条（追加保険料領収前の保険金支払）

- 前条(2)の規定により、被保険者または保険金請求権者が、初回追加保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払うことができるものとします。
- (2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、次表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 追加保険料が普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)または(4)の規定により請求したものである場合	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額
② 追加保険料が普通保険約款基本条項第15条(6)の規定により請求したものである場合	次の算式により算出される額 事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の額 − 第4条（追加保険料領収前の事故）(4)の保険金の額

第6条（当会社による保険契約の解除）

- 当会社は、追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1) の解除は、異動日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(41) 団体扱特約（一般A）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効）（1）①から④までの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体 ^(注) をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込一括保険料または未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体^(注)に勤務し、毎月その企業体^(注)から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。

ア、団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限りします。

イ、団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記アのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限りします。

- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア、集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

イ、集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

(注) 法人・個人の別を問いません。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額（以下「一括保険料」といいます。）による一括払
- ② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（1）の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（4）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対

- しては、普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（3）または（5）の規定を適用します。
- （3）普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- （4）保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。
- （注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第 7 条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第 8 条（特約の失効）

- （1）この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- （2）（1）①の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第 9 条（特約失効後の未払込一括保険料等の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から 1 か月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

第 10 条（未払込一括保険料等不払の場合の取扱い）

当社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第 11 条（解除・特約失効による未払込一括保険料等不払の場合）

- （1）当社は、第 9 条（特約失効後の未払込一括保険料等の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- （2）当社は、（1）の解除を行う場合には保険契約者に対する書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （3）（1）の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(42) 団体扱特約（一般 B）

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般 B）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第 8 条（特約の失効）（1）①から④までの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体 ^(注) をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
年額保険料	この保険契約に定められた 1 か年分保険料をいいます。
未払込一括保険料または未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体^(注1)に勤務し、毎月その企業体^(注1)から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当社との間に集金契約が締結されていること。
ア、団体
イ、団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア、事業所^(注2)において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

- イ、上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
(注1) 法人・個人の別を問いません。
(注2) 保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額（以下「一括保険料」といいます。）による一括払
- ② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（1）の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（4）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - (2) 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（3）または（5）の規定を適用します。
 - (3) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（6）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - (4) 保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が事業所^(注)において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者またはその代理人が保険料を事業所^(注)において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- (2) (1) ①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込一括保険料等の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第10条（未払込一括保険料等不払の場合の取扱い）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（解除—特約失効による未払込一括保険料等不払の場合）

- (1) 当会社は、第9条（特約失効後の未払込一括保険料等の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社が、（1）の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) （1）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(43) 団体扱特約（一般C）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	預金口座振替により、集金手続を行い得る最初の口座振替日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効）（1）①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条（1）②から④までの事実のときは、その事実が発生した日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体 ^(注) をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込一括保険料または未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体^(注)に勤務し、毎月その企業体^(注)から給与の支払を受けていること。
 - ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - A. 団体
 - I. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
 - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - A. 指定口座から、口座振替日に保険料を集金すること。
 - I. 上記Aにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- (注) 法人・個人の別を問いません。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額（以下「一括保険料」といいます。）による一括払
- ② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（1）の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（4）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（3）または（5）の規定を適用します。
- (3) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（6）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。
(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、

保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料をその口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) (1) ①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込一括保険料等の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第10条（未払込一括保険料等不払の場合の取扱い）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（解除－特約失効による未払込一括保険料等不払の場合）

- (1) 当会社は、第9条（特約失効後の未払込一括保険料等の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第12条（退職者を保険契約者とする場合の特則）

第2条（この特約の適用条件）①の規定にかかわらず、団体が福利厚生制度の一環として、退職者⁽⁴⁴⁾に対して団体扱による保険契約の締結を認める場合において、退職者⁽⁴⁴⁾である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、この特約を適用することができます。この場合において、第1条（用語の定義）の団体の「保険契約者が給与の支払を受けている企業体」を「保険契約者が退職した企業体」と読み替え、第8条（特約の失効）(1)③の規定は適用しないものとします。

（注）退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。

(44) 団体扱特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約」をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効）(1)①から③までの事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社等の団体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込一括保険料または未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額（以下「一括保険料」といいます。）による一括払
- ② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（1）の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（4）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - (2) 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（3）または（5）の規定を適用します。
 - (3) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - (4) 保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。
- (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
 - ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) (1) ①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込一括保険料等の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第10条（未払込一括保険料等不払の場合の取扱い）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（解除・特約失効による未払込一括保険料等不払の場合）

- (1) 当会社は、第9条（特約失効後の未払込一括保険料等の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、（1）の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(45) 団体扱特約（口座振替）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	預金口座振替により、集金手続を行い得る最初の口座振替日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。

集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効）（1）①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条②から④までの事実のときは、その事実が発生した日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込一括保険料または未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が官公署に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア、団体
 - イ、団体に勤務している者によって構成されている労働組合または共済組織等
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア、指定口座から、口座振替日に保険料を集金すること。
 - イ、上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額（以下「一括保険料」といいます。）による一括払
- ② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- （1）保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- （2）第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（1）の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- （1）普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（4）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - （2）保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（3）または（5）の規定を適用します。
 - （3）普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（6）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - （4）保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。
- （注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

- （1）この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料をその口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- （2）（1）①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払一括保険料等の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払一括保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第10条（未払一括保険料等不払の場合の取扱い）

当会社は、前条に定める期間内に未払一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（解除・特約失効による未払一括保険料等不払の場合）

- （1）当会社は、第9条（特約失効後の未払一括保険料等の払込み）に定める期間内に未払一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- （2）当会社は、（1）の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （3）（1）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第12条（退職者を保険契約者とする場合の特則）

第2条（この特約の適用条件）①の規定にかかわらず、団体が、退職者^(注)に対して団体扱による保険契約の締結を認める場合において、退職者^(注)である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、この特約を適用することができます。この場合において、第1条（用語の定義）に定める団体の「保険契約者が給与の支払を受けている官公署」を「保険契約者が退職した官公署」と読み替え、第8条（特約の失効）（1）③の規定は適用しないものとします。

（注）退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。

(46) 団体扱追加保険料集金者経由払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」をいいます。
集金契約	団体扱特約等に定める集金契約をいいます。
集金者	集金契約を当会社との間に締結した者をいいます。
集金不能日等	団体扱特約等第1条（用語の定義）に規定する集金不能日または集金不能日等をいいます。
団体扱特約等	団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替）をいいます。
未払込保険料	追加保険料および未払一括保険料または未払込分割保険料をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、団体扱特約等が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条（追加保険料の払込みの特則）

- （1）団体扱特約等第6条（追加保険料の払込み）（1）および（3）の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）、（4）または（6）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を返還または請求－告知義務・通知義務等の場合（1）、（2）、（4）または（6）に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
- （2）団体扱特約等第3条（保険料の払込方法）①に定めるところにより年額保険料を一括して払い込んでいる場合は、（1）の追加保険料の全額を一時に払い込むものとします。
- （3）団体扱特約等第3条（保険料の払込方法）②に定めるところにより年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、（1）の追加保険料の全額を一時に払い込むかまたは当会社が承認する回数に分割して払い込むものとします。

第4条（告知・通知事項等の通知方法の特則）

保険契約者が前条の追加保険料を集金者を経て払い込む場合は、保険契約者または被保険者は普通保険約款基本条項第4条（告知義務）（3）③の訂正の出または同条項第5条（通知義務）（1）、同条項第7条（被保険自動車の譲渡）（1）、同条項第8条（被保険自動車の入替）（1）もしくは同条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）に定める通知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当会社に直接行わなければなりません。

第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱特約等第8条（特約の失効）の規定により、同特約が失効した場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条（未払込保険料不払の場合の取扱い）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1) の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(47) 集団扱特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効）(1) ①の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日を行い、同条(1) ②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日を行います。
集団	保険証券記載の集団をいいます。
集団の構成員	その集団自身およびその集団を構成する集団の構成員を含みます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険証券記載の回数および金額をいいます。
未払込保険料または未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員であり、かつ、集団扱特約に係る保険契約を締結することが認められている者であること。
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア、集金手続きを行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
イ、上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれた場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)または(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)または(5)の規定を適用します。
- (3) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款^(注)に従い、保険金を支払います。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
- ① 集金契約が解除されたこと。
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
 - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- (2) (1) ①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払込保険料等不払の場合の取扱い）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（解除—特約失効による未払込保険料等不払の場合）

- (1) 当会社は、第8条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(48) 集団扱追加保険料集金者経由特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「追加保険料集金に係わる覚書」をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	集団扱特約第1条（用語の定義）に定める集金不能日等またはその事実が発生した日をいいます。
分割追加保険料	承認書兼変更通知書記載の回数および金額をいいます。
未払込追加保険料または未払込分割追加保険料	追加保険料から既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に、集団扱特約が適用されていること。
- ② 集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の訂正の申出または第5条（通知義務）(1)、第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、第8条（被保険自動車の入替）(1)もしくは同条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知を書面または当会社の定める通信手段により、当会社の所定の連絡先に対して直接行ったこと。

第3条（追加保険料の払込方法）

- (1) 集団扱特約第5条（追加保険料の払込み）(1)および(3)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)または(6)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集団扱特約第2条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約および覚書の規定により、集金者を経て、当会社に払い込むことができます。

- (2) 集団扱特約第3条（保険料の払込方法）（1）に定めるところにより、年額保険料を一括して払い込んでいる場合は、（1）の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。
- (3) 集団扱特約第3条（保険料の払込方法）（1）に定めるところにより、年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、（1）の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時にまたは分割追加保険料に分割して当会社に払い込むこととします。

第4条（特約の失効）

集団扱特約第7条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約は、集金不能日から効力を失います。

第5条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）

前条の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条（未払込追加保険料等不払の場合の取扱い）

当会社は、前条に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日から未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（解除－特約失効による未払込追加保険料等不払の場合）

- (1) 当会社は、第5条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額が払い込まなかった場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、（1）の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) （1）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（49）継続契約手続に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	この保険契約と保険契約者、記名被保険者および被保険自動車を同一として当会社と締結する保険契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
継続漏れ	この保険契約の継続契約の締結手続き漏れをいいます。
市場販売価格相当額	車両価額協定保険特約第1条（用語の定義）に定める市場販売価格相当額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にノンフリート契約であることが記載されている場合に適用されます。

第3条（継続契約に関する特則）

当会社は、継続漏れがあった場合であっても、次の①から⑦に定める条件をいずれも満たしているときに限り、この保険契約が満了する日と同一の内容で継続されたものとして取り扱います。

- ① この保険契約の保険期間が1年であること。
- ② この保険契約が、この特約を適用して締結されたものではないこと。
- ③ 被保険自動車を同一とする他の保険契約等がないこと。
- ④ 電話、面談等により、保険契約者に対して、直接、継続の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者側の事情により、継続漏れとなったものでないこと。
- ⑤ この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。
- ⑥ 保険契約者が、この保険契約の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。
- ⑦ 継続契約に付帯された他の特約の規定により保険料の払込みおよび払込期限が別に定められている場合を除き、保険契約者が⑥の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。

第4条（継続契約に適用される内容）

- (1) 前条の規定にかかわらず、継続契約に適用される内容は、次に定める規定によります。
- ① この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合には、被保険自動車の保険金額は、次のいずれかに規定するところにより決定します。
 - ア. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、この保険契約の満了する日までに、被保険自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月等^(注)の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した被保険自動車の価額見積額
 - イ. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合は、この保険契約の満了する日までに、この保険契約の車両保険金額を基準とし、被保険自動車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定した被保険自動車の価額見積額
 - ② この保険契約に適用されている特約のうち、特約の適用条件または当会社の規定により特約を付帯できる条件が決定されている

る特約については、当会社は、当会社の定めるところによりその特約の適用の可否を決定します。

③ 継続契約の保険料は、この保険契約の無事故実績等の条件によって定めるものとします。

(注) 被保険自動車が軽自動車である場合は、初度検査年月を含みます。

- (2) 当会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等が適用されるものとします。

第5条（保険責任に関する特則）

第3条（継続契約に関する特則）の規定により締結された継続契約に対しては、次の規定は適用しません。

- ① 普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）（3）の規定
② 継続契約に付帯される他の特約に規定する保険料額収前に生じた事故の取扱いに関する規定

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(50) 車両無過失事故特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
車対車事故	被保険自動車と相手自動車との衝突または接触をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額額収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
ノーカウント事故	この保険契約の普通保険約款車両条項 ^(注) に定める免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定にあたり、当会社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。 (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
免責金額	被保険者の自己負担となる金額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① ノンフリート契約であること。
② 普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、種類が次のいずれかであること。
ア. 一般^(注)
イ. 車対車事故限定補償特約および車両危険限定補償特約（A）適用
ウ. 車対車事故限定補償特約適用
(注) 車対車事故限定補償特約および車両危険限定補償特約（A）の適用がないことをいいます。

第3条（無過失事故の取扱いの特則）

- (1) 当会社は、この特約により、無過失事故によって被保険自動車に生じた損害^(注1)に対して、普通保険約款車両条項および基本条項^(注2)の規定に従い保険金を支払う場合は、普通保険約款車両条項^(注2)に定める免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間を決定するうえでノーカウント事故として取扱います。

(注1) 次の特約における損害を含みます。

- ① 身の回り品補償特約
② 全損時諸費用補償特約

(注2) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

- (2) この特約において「無過失事故」とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。
① 次のいずれかに該当する車対車事故。ただし、車対車事故の相手自動車について、登録番号等^(注1)ならびに車対車事故発生の時の運転者または所有者の住所および氏名または名称が確認された場合に限り、かつ、客観的な事実を照らし、
ア. 当会社が、事故状況の調査をした結果、その車対車事故の事故態様が次のいずれかに該当し、かつ、客観的な事実を照らし、

被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めたとき。

(ア) 相手自動車が被保険自動車に追突した場合

(イ) センターラインの表示された道路の対向車線を走行中の相手自動車が、センターラインをオーバーしたことにより被保険自動車に衝突または接触した場合

(ウ) 信号機による交通整理が行われている交差点において、相手自動車が赤色の灯火表示^(注2)に従わずその交差点に進入したことにより、青色の灯火表示に従い進行した被保険自動車に衝突または接触した場合

(エ) 相手自動車が駐車または停車中の被保険自動車に衝突または接触した場合

イ. 事故状況が(2)①アに該当しない場合で、当会社が、その事故状況の調査をした結果、客観的な事実を照らし、被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めたとき。

② (2)①以外の、次に定める条件をすべて満たす被保険自動車の他物との衝突もしくは接触または被保険自動車の転覆もしくは墜落

ア. 被保険自動車に存在した欠陥や被保険自動車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる現象または動作が被保険自動車に発生したこと。

イ. 被保険自動車に発生した本来の仕様とは異なる現象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。

(ア) リコール等^(注3)

(イ) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査

(ウ) (2)②イ(ア)または(イ)と同等のその他の客観的な事実

ウ. 被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが判決もしくは裁判上の和解^(注4)により確定したこと、または事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当会社が被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めること。

(注1) 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

(注2) 赤色点滅を除きます。

(注3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第63条の2(改善措置の勧告等)または第63条の3(改善措置の届出等)に基づき実施される改善措置等をいいます。

(注4) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条(訴え提起前の和解)に定める訴え提起前の和解を含みません。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項^(注5)による保険金以外の保険金があわせて支払われる場合には、当会社は、この特約を適用しません。ただし、普通保険約款車両条項^(注5)による保険金以外の保険金が、ノーカウント事故として取り扱う保険金のみである場合を除きます。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条(保険金の請求—交通事故証明書を提出できない場合)

(1) 被保険者は、第3条(無過失事故の取扱いの特則)(2)①の無過失事故について、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真^(注)を当会社に提出しなければなりません。

① 車対車事故の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名もしくは名称の記載のあるもの

② 被保険自動車の損傷部位の写真^(注)

③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真^(注)または資料

(注) 画像データを含みます。

(2) 被保険者は、第3条(無過失事故の取扱いの特則)(2)②の無過失事故について、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)①の書類または証拠として、次表に掲げるものを当会社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
当会社の定める事故報告書

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項^(注)の規定を準用します。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(51) ロードサービス費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運搬費用	次の費用をいいます。ただし、当会社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。 ① クレーン等により、被保険自動車を路面 ^(注1) に引き戻すために要した費用 ② 合理的な経路・方法により、被保険自動車を、走行不能となった地 ^(注2) から修理工場等まで運搬するために要した費用 ^(注3) ③ 修理工場等にて被保険自動車の損害または障害を復旧した後、合理的な経路・方法により、被保険自動車を他の修理工場等まで運搬するために要した費用

運搬費用	(注1) 被保険自動車が行走不能となる直前に走行していた路面をいいます。 (注2) 第3条(保険金を支払う場合)(2)ただし書の事由については、発見された地をいいます。 (注3) 次の費用を含みます。 ① 車両損害(タイヤの単独損害を除きます。)が発生した場合における、修理工場等まで運転するために必要な仮修理の費用 ② 修理工場等まで運搬するために必要な保管の費用										
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。(注) (注) 被保険自動車を主に使用する者とします。										
キャンセル費用	被保険者が特定のサービスを予約した後、被保険自動車が走行不能となったためにそのサービスの全部または一部を受けられなくなった場合に取消料、違約料その他の名目において、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。										
合理的な経路・方法	被保険自動車に発生した損害または障害の発生の日時、場所、被保険者の数および被保険自動車の積載物等の状況により、原則として、最短で到達できる経路およびその経路において利用する方法(注)とします。 (注) 徒歩を含みます。										
故障	被保険自動車に発生した偶然な外來の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故をいいます。										
故障損害	故障によって被保険自動車に発生した損害をいい、走行障害による損害を含みません。										
自動車	原動機付自転車を含みます。										
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。										
車両損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に発生した損害および被保険自動車の盗難によって発生した損害をいいます。										
車両保険金額	保険証券記載の車両保険金額をいいます。										
修理工場等	修理工場として当社が承認する場所をいい、電欠等が発生した自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。										
修理後搬送費用	修理工場等で被保険自動車を復旧した後、合理的な経路・方法により、被保険自動車を、記名被保険者の居住地(注)または被保険自動車の所有者の居住地その他被保険自動車の保管場所に最寄りの当会社の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用をいいます。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。なお、修理工場等が修理の一環としてサービスで行っている納車は対象となりません。 (注) 保険証券に記載された記名被保険者の住所をいいます。										
修理後引取費用	修理工場等で被保険自動車を復旧した後、合理的な経路・方法により、被保険自動車を引き取るために要した交通費(注)をいいます。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。 (注) 次の費用を除きます。 ① ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額 ② 謝礼 ③ タクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代(電気自動車である場合の電気代を含みます。)または有料道路料金										
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。										
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者										
走行障害	次表に掲げる事由によって被保険自動車に発生した走行上の障害をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キー閉じ込み</td><td>キーが被保険自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。</td></tr> <tr> <td>バッテリー上がり</td><td>被保険自動車のバッテリーの過放電をいいます。</td></tr> <tr> <td>巻き込み</td><td>タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、被保険自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。</td></tr> <tr> <td>電欠等</td><td>被保険自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ(注)を含みます。 (注) 所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。</td></tr> </tbody> </table>	事由	説明	キー閉じ込み	キーが被保険自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。	バッテリー上がり	被保険自動車のバッテリーの過放電をいいます。	巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、被保険自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。	電欠等	被保険自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ(注)を含みます。 (注) 所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。
事由	説明										
キー閉じ込み	キーが被保険自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。										
バッテリー上がり	被保険自動車のバッテリーの過放電をいいます。										
巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、被保険自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。										
電欠等	被保険自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ(注)を含みます。 (注) 所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。										

走行不能	自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、法令により走行が禁じられている状態、または第3条（保険金を支払う場合）（3）に定める運転をしてはならない状態を含みます。
タイヤの単独損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車のタイヤ ^(注) に発生した損害をいいます。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が発生した場合を除きます。 (注) チューブを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特定のサービス	業として有償で提供されるサービスで、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、被保険者の職務遂行に関係するものである場合を含みません。 ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス ② 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス ③ 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送 ④ 宴会、パーティーの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス ⑤ 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 ⑥ 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
免責金額	被保険者の自己負担となる金額をいいます。
用途車種	登録番号標等 ^(注1) 上の分類番号、色等に基づき定めた区分 ^(注2) ^(注3) をいいます。 (注1) 車両番号標および標識番号標を含みます。 (注2) 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 (注3) 自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。
落輪等	被保険自動車の一輪以上を路面以外の場所へ踏み出した状態 ^(注) をいいます。 (注) 踏み越えた状態を含みます。
臨時帰宅・移動費用	被保険者が、合理的な経路・方法により、走行不能となった地から居住地まで帰宅するため、または被保険自動車の出発地まで移動するための交通費 ^(注1) ^(注2) をいいます。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。 (注1) 臨時に宿泊した宿泊施設を経由する場合を含みます。 (注2) 次の費用を除きます。 ① ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額 ② レンタカー等の自動車で移動するための費用 ③ 謝礼 ④ タクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代（電気自動車である場合の電気代を含みます。）または有料道路料金
臨時宿泊費用	被保険者が、臨時に宿泊せざるを得なかったために、走行不能となった地の最寄りのホテル等の有償の宿泊施設 ^(注1) に臨時に宿泊した場合の1泊分の客室料 ^(注2) をいいます。 (注1) 居住施設を除きます。 (注2) 飲食等に要した費用を含まず、客室料に対する税金・サービス料を含みます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。
ロードサービス費用	運搬費用、修理後搬送費用、修理後引取費用、臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用およびキャンセル費用をいいます。
ロードサービス費用保険金	運搬費用保険金、修理後搬送費用保険金、修理後引取費用保険金、臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金およびキャンセル費用保険金をいいます。
路面	通常、自動車の交通の用に供する道その他の場所の走行面をいいます。ただし、社会通念上自動車の走行に適さないと認められる範囲を除きます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、次のいずれかの事由により被保険自動車が走行不能となった場合、被保険者がロードサービス費用^(注1)を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者にロードサービス費用保険金を支払います。ただし、②から④までの事由については、被保険自動車が走行不能となった地から修理工場等まで運搬される場合^(注2)に限りです。

- ① 落輪等
- ② 車両損害
- ③ 故障損害
- ④ 走行障害

- (注1) ①の事由については、第1条（用語の定義）に定める運搬費用の①に該当する費用に限ります。また、②から④までの事由については、走行不能となった地において仮修理等により走行不能が解消された後に発生した費用を除きます。
- (注2) 法令により走行が禁じられている状態と当会社が認めた場合で、走行不能となった地から修理工場等へ被保険自動車が自力で入庫したときを含みます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険自動車の盗難^(注1)により、被保険自動車が走行不能になり、被保険者がロードサービス費用^(注2)を負担することによって被る損害に対して、保険契約者または被保険者が盗難^(注1)の事実を警察官に届け出た場合に限り、この特約に従い、被保険者にロードサービス費用保険金を支払います。ただし、運搬費用保険金、修理後搬送費用保険金および修理後引取費用保険金については、被保険自動車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、被保険自動車が発見された地から修理工場等まで運搬される場合^(注3)に限ります。
- (注1) 被保険自動車の一部分のみの盗難を除きます。
- (注2) ただし書の事由については、発見された地において仮修理等により走行不能が解消された後に発生した費用を除きます。
- (注3) 法令により走行が禁じられている状態と当会社が認めた場合で、発見された地から修理工場等へ被保険自動車が自力で入庫したときを含みます。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、被保険自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合において、被保険自動車に荷物を収納するために定置されているトランク、パニアケース、ヘルメットホルダーその他これらに準ずる物の鍵または錠の損傷に起因して、ヘルメットを取り出せないことにより、被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の4（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）に定める運転をしてはならない状態になることによって、被保険者がロードサービス費用^(注1)を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者にロードサービス費用保険金を支払います。ただし、走行不能となった地から修理工場等まで運搬される場合^(注2)に限ります。
- (注1) 走行不能となった地において仮修理等により走行不能が解消された後に発生した費用を除きます。
- (注2) 法令により走行が禁じられている状態と当会社が認めた場合で、走行不能となった地から修理工場等へ被保険自動車が自力で入庫したときを含みます。

第4条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、ロードサービス費用保険金の区分ごとに次のいずれかに該当する者としす。
- ① 運搬費用保険金、修理後搬送費用保険金または修理後引取費用保険金
次のいずれかに該当する者
ア. 記名被保険者
イ. 被保険自動車の所有者
ウ. 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中の者^(注2)
 - ② 臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金またはキャンセル費用保険金
被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中の者^(注2)
(注1) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(注2) 一時的に被保険自動車から離れている者を含みます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
 - ② 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
 - ③ 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これにより当会社の支払うべきロードサービス費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
イ. 被保険自動車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃貸契約に基づく被保険自動車の借主^(注1)
ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用者
オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りす。
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技^(注5)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
- (注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金を支払いません。
- ① 被保険自動車から取り外されて車上にない部分品または付属品に発生した損害
- ② 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに発生した損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が発生した場合を除きます。
- ③ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に発生した損害
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する者が、法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態^(注1)もしくは身体に道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3(アルコールの程度)で定める程度以上にアルコールを保有する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物^(注2)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた事故によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注3)
- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注3)
- ③ ①および②に定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
- (注1) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注3) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (4) 当社は、被保険自動車が日常保管されている車庫、駐車場その他これに準じる場所において発生した事故によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金のうち臨時宿泊費用保険金および臨時帰宅・移動費用保険金を支払いません。
- (5) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金を支払いません。
- ① キーの紛失
- ② 被保険自動車の燃料切れ。ただし、電欠を除きます。
- ③ 次のいずれかに起因する故障または走行障害
- ア エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
- イ 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様限度を超える酷使
- (6) 当社は、次のいずれかに該当する事由を直接の原因とする走行不能によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金を支払いません。ただし、被保険自動車に走行不能の直接の原因となるべき損害が発生している場合を除きます。
- ① 積雪
- ② 降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
- ③ 路面の凍結
- ④ 轍^{わだち}
- ⑤ 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤。ただし、走行不能となる直前に走行していた路面もこれら軟弱な地盤である場合に限ります。
- (7) 当社は、故障または走行障害が保険期間内に発生しても、その故障または走行障害による被保険自動車の走行不能が保険期間内に発生していない場合は、ロードサービス費用保険金を支払いません。

第6条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払うロードサービス費用保険金の額は、次のとおりとします。
- ① 運搬費用保険金
被保険者が負担した運搬費用の額。ただし、30万円を限度とします。
- ② 修理後搬送費用保険金
被保険者が負担した修理後搬送費用の額。ただし、修理後搬送費用保険金および修理後引取費用保険金を合計して15万円を限度とします。
- ③ 修理後引取費用保険金
次の算式によって算出される額。ただし、修理後搬送費用保険金および修理後引取費用保険金を合計して15万円を限度とします。
- | | | |
|--------------------|---|---------------|
| 被保険者が負担した修理後引取費用の額 | － | 免責金額として1,000円 |
|--------------------|---|---------------|
- ④ 臨時宿泊費用保険金
被保険者が負担した臨時宿泊費用の額。ただし、被保険者1名につき、それぞれ1万5千円を限度とします。
- ⑤ 臨時帰宅・移動費用保険金

次の算式によって算出される額。ただし、被保険者1名につき、それぞれ2万円を限度とします。

被保険者が負担した臨時帰宅・移動費用の額 − 免責金額として1,000円

⑥ キャンセル費用保険金

次の算式によって算出される額。ただし、5万円を限度とします。

被保険者が負担したキャンセル費用の額 − 免責金額として1,000円

- (2) ロードサービス費用のうち、回収金^(注1)がある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、当社は(1)に定めるそれぞれのロードサービス費用保険金の額からその超過額を差し引いてロードサービス費用保険金を支払います。

(注1) 第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) ロードサービス費用から(1)に定めるそれぞれのロードサービス費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべきロードサービス費用保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先してロードサービス費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既にロードサービス費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額を運搬費用保険金、臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金、キャンセル費用保険金ならびに修理後搬送費用保険金および修理後引取費用保険金に区分して、それぞれ各別の合計額を、この保険契約により支払うべきそれぞれ各別の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (2)のロードサービス費用保険金の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対するロードサービス費用保険金の請求権は、当社が支払うロードサービス費用保険金の金額が確定した時から発生し、これを行えることができます。
- (2) 被保険者がロードサービス費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2)①に規定する書類または次に定める書類のうち、当社が求めるものを添えて当社に提出しなければなりません。
- ① 領収書等、被保険者が運搬費用、修理後搬送費用、修理後引取費用、臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用およびキャンセル費用を負担した事実および費用の額を確認できる客観的書類
- ② 修理等に要する費用の見積書^(注1)および損害が発生した物の写真^(注2)
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 画像データを含みます。

第9条（被保険自動車発見時の保険契約者または被保険者の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難^(注)にあった被保険自動車を発見した場合または発見されたことを知った場合は、直ちに当社に通知しなければなりません。

(注) 被保険自動車の一部分のみの盗難を除きます。

第10条（現物による支払）

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、被保険自動車の運搬、修理完了後の被保険自動車の搬送、宿泊施設の提供および代替交通手段の提供等、ロードサービス費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、ロードサービス費用保険金の支払に代えることができます。

第11条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約の適用においては、当社は、運転者本人・配偶者限定特約および家族運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。
- (2) この保険契約に他車運転補償特約が適用される場合、同特約の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (3) この保険契約にファミリーバイク特約（自損傷害型）またはファミリーバイク特約（人身傷害型）が適用される場合、これらの特約の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (4) 当社は、運搬費用について、この特約の規定により運搬費用保険金を支払うべき損害が発生した場合には、この特約の規定を優先し、普通保険約款車両条項第9条（費用）③に定める規定は重ねて適用しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款車両条項第13条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、ロードサービス費用保険金を含めないものとします。また、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所	読替前	読替後
① 第13条（重大事由による解除）(4)②	車両条項	ロードサービス費用補償特約
② 第13条(2)(注1)	賠償責任条項または人身傷害補償条項	ロードサービス費用補償特約

(52) 通信販売特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者から次条に規定する保険契約の申込みがあり、かつ、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第2条（保険契約の申込み）

当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、所定の保険契約申込書（以下「申込書」といいます。）に所要の事項を記載し、当会社に送付することによって保険契約の申込みをすることができるものとします。

第3条（保険料および保険料の払込方法）

- (1) 当会社が申込書の送付を受けた場合は、保険料、保険料払込みの期限、保険料の払込方法等を記載した通知書（以下「通知書」といいます。）を保険契約者に送付するものとします。
- (2) 保険契約者は、(1) の通知書を受取った場合は、通知書に従って保険料を払い込まなければなりません。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、通知書に記載された保険料^(注)の払込期限までに保険料^(注)を払い込まなければなりません。
(注) 保険料を分割して払い込む場合には、第1回分割保険料をいいます。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第5条（当会社への通知）

次に定める通知は当会社または当会社の指定する場所に行うものとします。

- ① 普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の通知
- ② 普通保険約款基本条項第5条（通知義務）(1)の通知
- ③ 普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)の通知
- ④ 普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)の通知

第6条（追加保険料の請求と払込猶予）

- (1) 当会社は、前条①、③または④の承認をする場合もしくは前条②により危険増加が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した追加保険料を請求します。
- (2) 保険契約者は、(1)の追加保険料を、当会社が請求した日（以下「請求日」といいます。）より14日（以下「払込猶予期間」といいます。）以内にその全額を一時に当会社または当会社の指定する場所に払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加保険料を請求日以降14日を経過した後もその払込みを怠った場合は、追加保険料領収前に生じた事故については、当会社は、保険金を支払いません。

第7条（追加保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、前条の追加保険料が払込猶予期間内に、その払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第8条（他の特約との関係）

- (1) この保険契約に適用される特約に、「保険契約の締結と同時に保険料を払い込む」旨の保険料の払込方法に関する規定がある場合であっても、これを適用しません。
- (2) この保険契約に団体扱追加保険料集金者経由払特約、集団扱追加保険料集金者経由払特約、団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約、団体扱特約（口座振替）または集団扱特約が適用される場合、第5条（追加保険料の請求と払込猶予）および前条の規定は適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款^(注)の規定を準用します。

(注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(53) 共同保険に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知もしくは通知の受領または承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更承認書兼変更通知書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の際の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

（54）被害者救済費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものを行い、情報の流布 ^(注) のみに起因するものを除きます。 (注) 特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフトおよびガイドウェイバス ^(注) をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
人身事故	被保険自動車の使用または管理中に生じた偶然な事故に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
対物賠償保険等	自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	被害者等に生じた損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

被害者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 人身事故により生命または身体を害された者 ② 物損事故により所有する財物を滅失、破損もしくは汚損された者、またはその財物を使用もしくは管理していた者 ③ 物損事故により軌道上を走行する陸上の乗用車を運行不能とされた者
被害者救済費用	人身事故または物損事故によって被害者等に生じた損害の額をいいます ^(注) 。 (注) 次の事項に関して、あらかじめ当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士により、被害者等との間で書面による合意をした額に限りします。 ① この額を被保険者が負担すること。 ② 賠償義務者がいる場合は、①の額を上限として被害者等が賠償義務者に対して有する損害賠償請求権を被保険者が取得すること。
被害者救済費用保険金	第11条（支払保険金の計算－人身事故）および第12条（支払保険金の計算－物損事故）に規定する被害者救済費用保険金をいいます。
被害者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被害者 ^(注) ② 人身事故により生命または身体を害された者の父母、配偶者または子 (注) 被害者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
被害者等に生じた損害の額	次のいずれかの額をいいます。 ① 賠償義務者がいる場合は、その賠償義務者が被害者等に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担するときに、その損害賠償責任の額を算出する前提として算定される損害の額とし、当会社の認める額 ② 賠償義務者がいない場合は、被保険者の責に帰すべき事由によって同一の事故が生じたときに、被保険者の法律上の損害賠償責任の額を算出する前提として算定される損害の額と同額とし、当会社の認める額
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
物損事故	被保険自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故に起因して軌道上を走行する陸上の乗用車を運行不能にすることをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、普通保険約款賠償責任条項の適用がある保険契約に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合－人身・物損事故共通）

当会社は、次のいずれにも該当する場合は、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被害者救済費用保険金を支払います。

- ① 被保険自動車に存在した欠陥または被保険自動車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作が被保険自動車に生じたことにより、人身事故または物損事故が発生したことを。
- ② 被保険自動車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。
 - ア. リコール等^(注1)
 - イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査
 - ウ. アまたはイと同等のその他の客観的な事実
- ③ 被保険自動車の所有者^(注2) および被保険自動車を使用もしくは管理している者に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解^(注3)により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令、判例等に照らして検討した結果、当会社が被保険自動車の所有者^(注2) および被保険自動車を使用もしくは管理している者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めること。

(注1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の2（改善措置の勧告等）または第63条の3（改善措置の届出等）に基づき実施される改善措置等をいいます。

(注2) 次のいずれかに該当する者をいいます。

ア. 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

- イ、被保険自動車⁽¹⁾が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ウ、アおよびイ以外の場合は、被保険自動車⁽¹⁾を所有する者
(注3) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条(訴え提起前の和解)に定める訴え提起前の和解を含みません。

第4条(保険金を支払わない場合—その1 人身・物損事故共通)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じる損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者の故意^(注1)
- ② 保険契約者または記名被保険者の法定代理人^(注2)の故意^(注1)
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 台風、洪水または高潮
- ⑥ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ③からのまでの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ 被保険自動車を競走もしくは曲技^(注6)のために使用すること、または被保険自動車を競走もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用^(注7)すること。
- ⑩ 被保険自動車^(注8)に危険物^(注8)を業務^(注9)として積載すること、または被保険自動車^(注8)が、危険物^(注8)を業務^(注9)として積載した被牽引自動車^(注8)を牽引すること。

(注1) これらの者の故意によって生じた事故に限ります。

(注2) 保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 競走または曲技のための練習を含みます。

(注7) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注8) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義等)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注9) 家事を除きます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2 人身事故)

当会社は、人身事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
 - ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
 - ④ 被保険者の業務^(注)に従事中の使用人
 - ⑤ 被保険者の使用者の業務^(注)に従事中的他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務^(注)に使用している場合に限ります。
- (注) 家事を除きます。

第6条(保険金を支払わない場合—その3 物損事故)

当会社は、物損事故により、次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第7条(被保険者の範囲—人身・物損事故共通)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 次のいずれかに該当する被保険自動車の運転者
ア、記名被保険者
イ、記名被保険者の配偶者
ウ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
エ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
オ、記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を運転中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用するまたは管理している間を除きます。
 - ② 被保険自動車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が発生した場合は、被保険自動車の所有者^(注)
- (注) 次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア、被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 イ、被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 ウ、アおよびイ以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第8条（個別適用）

- (1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合—その1 人身・物損事故共通）①および②の規定を除きます。
 (2) (1)の規定によって、第11条（支払保険金の計算—人身事故）(1)および第12条（支払保険金の計算—物損事故）(1)に定める当会社の支払うべき被害者救済費用保険金の限度額が増額されるものではなく、また、被害者救済費用保険金を重複して支払うものではありません。

第9条（当会社による援助—人身・物損事故共通）

被保険者が人身事故または物損事故にかかわる被害者救済費用を負担する場合には、当会社は、その額を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者または当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士を行う調査または折衝について協力または援助を行います。

第10条（費用—人身・物損事故共通）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注1)^(注2)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 普通保険約款基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 人身事故または物損事故に関して被保険者または当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士を行う調査または折衝について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

(注1) 収入の喪失を含みません。

(注2) 普通保険約款賠償責任条項第14条（費用—対人・対物賠償共通）の費用は含みません。

第11条（支払保険金の計算—人身事故）

- (1) 1回の人身事故につき当会社の支払う被害者救済費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ対人賠償保険契約における保険証券記載の保険金額を限度とします。

人身事故における 被害者救済費用	+	前条①および②の費用	-	次の①から⑦ までの合計額	=	被害者救済費用 保険金の額
---------------------	---	------------	---	------------------	---	------------------

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって被害者等に既に給付が決定または支払われた金額
- ② 賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対人賠償保険等によって既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ④ 労働者災害補償制度によって被害者等に既に給付が決定または支払われた金額^(注1)
- ⑤ 賠償義務者以外の第三者から被害者等に生じた損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
- ⑥ 被害者救済費用のうち、被害者の過失により生じた損害の額
- ⑦ ①から⑤までの額のほか、被害者等に生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付^(注2)によって支払われた額が⑥の額を上回るときは、その超過額

(注1) 労働者災害補償保険法に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

- (2) 当会社は、(1)に定める被害者救済費用保険金のほか、前条③の費用を支払います。

第12条（支払保険金の計算—物損事故）

- (1) 1回の物損事故につき当会社の支払う被害者救済費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、対物賠償保険契約における保険証券記載の保険金額を限度とします。

物損事故における 被害者救済費用	+	第10条（費用—人身・物損 事故共通）①および②の費用	-	次の①から⑥ までの合計額	=	被害者救済費用 保険金の額
---------------------	---	--------------------------------	---	------------------	---	------------------

- ① 賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対物賠償保険等によって既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ② 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ③ 賠償義務者以外の第三者から被害者等に生じた損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
- ④ 被害者救済費用のうち、被害者の過失により生じた損害の額
- ⑤ 対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額がある場合は、その免責金額
- ⑥ ①から③までの額のほか、被害者等に生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた額が④の額を上回るときは、その超過額

- (2) 当会社は、(1) に定める被害者救済費用保険金のほか、第 10 条（費用—人身・物損事故共通）③の費用を支払います。

第 13 条（損害発生時の義務）

- (1) 第 3 条（保険金を支払う場合—人身・物損事故共通）に該当し、被保険者が被害者救済費用を負担する場合で、賠償義務者がいるときは、保険契約者または被保険者は、被害者等および賠償義務者に対して、次の事項について書面により通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者に代わって被保険者が被害者救済費用を負担すること。
 - ② 被保険者が負担する被害者救済費用を上限として被害者等が賠償義務者に対して有する損害賠償請求権を被保険者が取得すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて被害者救済費用保険金を支払います。

第 14 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する被害者救済費用保険金の請求権は、被保険者が負担する被害者救済費用について、被保険者と被害者等との間で、書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者は、この特約に基づき被害者救済費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第 23 条（保険金の請求）(2) に定めるもののほか、次のものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故報告書
 - ② 第 1 条（用語の定義）に規定する被害者救済費用における被害者等との間の合意および被害者救済費用の内訳を示す書面
 - ③ 前条（1）に規定する書面
- (3) 被保険者が、正当な理由なく（2）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて被害者救済費用保険金を支払います。

第 15 条（普通保険約款との関係）

- (1) 当会社は、普通保険約款賠償責任条項第 7 条（被保険者の範囲—対人・対物賠償共通）に規定する者が、被害者等に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約を適用しません。
- (2) 当会社は、第 10 条（費用—人身・物損事故共通）①の費用を支払うべき損害に対しては、被害者救済費用保険金を優先して支払い、普通保険約款賠償責任条項第 14 条（費用—対人・対物賠償共通）③の規定による保険金を支払いません。

第 16 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項および被保険自動車に関し適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項および被保険自動車について適用される他の特約の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

該当箇所	読替前	読替後
① 普通保険約款基本条項第 1 条（用語の定義）保険金の定義	賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項	被害者救済費用補償特約
② 普通保険約款基本条項第 13 条（重大事由による解除）(2)（注 1）	賠償責任条項または人身傷害補償条項	被害者救済費用補償特約
③ 普通保険約款基本条項第 13 条（4）②	車両条項	被害者救済費用補償特約
④ 普通保険約款基本条項第 23 条（保険金の請求）(2) ⑨	賠償責任条項第 1 条（用語の定義）に規定する対物事故	被害者救済費用補償特約第 1 条（用語の定義）に規定する物損事故
⑤ 普通保険約款基本条項第 23 条（2）⑩	賠償責任条項第 1 条に規定する対物事故	被害者救済費用補償特約第 1 条に規定する物損事故
⑥ 普通保険約款基本条項第 24 条（保険金の支払時期）(1)（注 1）および(2)（注 1）	前条（2）および（3）	前条（2）および（3）ならびに被害者救済費用補償特約第 14 条（保険金の請求）(2)
⑦ 普通保険約款基本条項第 27 条（時効）	第 23 条（保険金の請求）(1)	被害者救済費用補償特約第 14 条（保険金の請求）(1)
⑧ 記名被保険者による同僚災害補償特約第 3 条（保険金を支払う場合）	普通保険約款賠償責任条項第 5 条（保険金を支払わない場合—その 2 対人賠償）⑤	被害者救済費用補償特約第 5 条（保険金を支払わない場合—その 2 人身事故）⑤
⑨ 記名被保険者による同僚災害補償特約第 3 条	法律上の損害賠償責任	被害者救済費用補償特約第 1 条（用語の定義）に規定する被害者救済費用
⑩ 対物超過修理費用補償特約第 1 条（用語の定義）対物事故の定義	普通保険約款賠償責任条項第 1 条（用語の定義）に規定する対物事故	被害者救済費用補償特約第 1 条（用語の定義）に規定する物損事故
⑪ 対物超過修理費用補償特約第 3 条（保険金を支払う場合）	普通保険約款賠償責任条項第 3 条（保険金を支払う場合—対物賠償）に規定する保険金	被害者救済費用補償特約第 3 条（保険金を支払う場合—人身・物損事故共通）に規定する被害者救済費用保険金

⑫	対物超過修理費用補償特約第4条（被保険者の範囲）	普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定する被保険者	被害者救済費用補償特約第7条（被保険者の範囲－人身・物損事故共通）に規定する被保険者
⑬	対物超過修理費用補償特約第6条（支払保険金の計算）	相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額	相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被害者の過失によって生じた損害の額を差し引いた額
⑭	対物超過修理費用補償特約第9条（保険金の請求）（1）	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時	被保険者が負担する被害者救済費用について、被保険者と被害者等との間で、書面による合意が成立した時

ロードサービス規定

1. 用語の定義

この規定において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義										
合理的な経路・方法	ご契約のお車に発生した損害または障害の発生の日時、場所およびご契約のお車の積載物等の状況により、原則として、最短で到達できる経路およびその経路において利用する方法とします。										
故障損害	ご契約のお車に発生した偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故によってご契約のお車に発生した損害をいい、走行障害による損害を含みません。										
車両損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害をいいます。										
走行障害	次表に掲げる事由によってご契約のお車に発生した走行上の障害をいいます。										
	<table><tr><th>事由</th><th>説明</th></tr><tr><td>キー閉じ込み</td><td>キーがご契約のお車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。</td></tr><tr><td>バッテリー上がり</td><td>ご契約のお車のバッテリーの過放電をいいます。</td></tr><tr><td>巻き込み</td><td>タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、ご契約のお車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。</td></tr><tr><td>電欠等</td><td>ご契約のお車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ^(注)を含みます。 (注) 所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。</td></tr></table>	事由	説明	キー閉じ込み	キーがご契約のお車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。	バッテリー上がり	ご契約のお車のバッテリーの過放電をいいます。	巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、ご契約のお車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。	電欠等	ご契約のお車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ ^(注) を含みます。 (注) 所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。
	事由	説明									
	キー閉じ込み	キーがご契約のお車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。									
	バッテリー上がり	ご契約のお車のバッテリーの過放電をいいます。									
	巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、ご契約のお車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。									
電欠等	ご契約のお車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ ^(注) を含みます。 (注) 所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。										
走行不能	自力で走行できない状態をいい、法令により走行が禁じられている状態などにより運転をしてはならない状態を含みます。										
タイヤの単独損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車のタイヤ（チューブを含む）に発生した損害をいいます。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が発生した場合を除きます。										
落輪等	ご契約のお車の一輪以上を路面以外の場所へ踏み出した、もしくは踏み越えた状態をいいます。										

2. ロードサービス規定について

- (1) この規定は、ロードサービス費用補償特約が付帯されている契約に適用するロードサービスを定めるものです。
- (2) 当該ロードサービスは、ロードサービス費用補償特約が付帯されている契約が有効な期間中に、ご契約のお車が、日本国内で事故や故障等により走行不能となり、弊社の指定する連絡先にサービス提供依頼を行い、弊社がその対応を承諾した事案に対して提供されます。なお、車両入替手続きが完了している場合には、入替後のお車をご契約のお車とみなして適用します。
- (3) お客様が当該ロードサービス提供を依頼し、弊社がそれに応じた場合、ロードサービス費用補償特約で保険金が支払われるときは、ロードサービス費用は、現物支給としてその特約保険金が充当されます。
- (4) 当該ロードサービスは、交通事情、気象状況や事故や故障などの発生場所等により、サービスの提供ができない場合もありうることをあらかじめご了承ください。なお、このようなケースでは、お客様ご自身がご手配された運搬サービスに要した費用などは、ロードサービス費用補償特約の条文に従い補償されます。
- (5) お客様がサービス提供依頼のために弊社の指定する連絡先にかけられた電話については、着信並びに通話内容を記録、保管して着信記録があったかどうかや通話内容の確認に利用させて頂くことをあらかじめご了承ください。

3. ロードサービスの対象者

ロードサービスの対象者は、ご契約上の記名被保険者、ご契約のお車の所有者またはご契約のお車に搭乗中の方（一時的に被保険自動車から離れている者を含みます。）とします。ただし、ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないで搭乗していた方を除きます。

4. ロードサービスを提供できない場合

以下の事項に該当する場合には、当該ロードサービスを提供できません。

- ① 事前にロードサービス窓口に連絡がない場合、または手配したサービスと異なる内容でご利用になった場合
- ② ロードサービス提供時にロードサービス対象者等が立会いできない場合
- ③ ロードサービス対象者の故意または重大な過失
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質（使用済燃料を含みます。）によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事案
- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑧ ④から⑦までの事由に随伴して発生した事案またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事案
- ⑨ 航空機、船舶などによる輸送中の事案
- ⑩ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑪ 詐欺または横領
- ⑫ ご契約のお車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。）すること。
- ⑬ ご契約のお車から取り外されて車上にない部分品または付属品に発生した事案
- ⑭ 付属品のうちご契約のお車に定着されていないものに発生した事案。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって事案が発生した場合を除きます。
- ⑮ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に発生した事案
- ⑯ エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
- ⑰ 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使
- ⑱ 一部の離島など出勤が困難な地域でのトラブルやカーフェリー輸送を含む搬送
- ⑲ 法令に定められた運転資格を持たないで運転している場合、酒に酔った状態もしくは身体に道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 44 条の 3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で運転している場合、または大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合
- ⑳ 次のいずれかに該当する事由を直接の原因とする走行不能事案。ただし、別途、ご契約のお車に走行不能の直接の原因となるべき事案が発生している場合を除きます。
 - (ア) 積雪
 - (イ) 降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
 - (ウ) 路面の凍結
 - (エ) 轍
 - (オ) 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤。ただし、走行不能となる直前に走行していた路面もこれら軟弱な地盤である場合に限ります。
 - (カ) 海・河川等への水没
- ㉑ 通行禁止道路・季節的閉鎖道路などの一般車両が通行できない道路もしくは凍結道路・未除雪道路・海浜・河川敷・農道などの自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービス提供が不適切と判断される場所において使用している場合
- ㉒ その他ロードサービス窓口やサービス実施者がロードサービスを提供できないと判断した場合

5. ロードサービスご利用時の注意事項

- (1) ロードサービスの対象となる自動車は、保険証券に記載のご契約のお車です。（ファミリーバイク特約の原動機付自転車は対象外ですのでご注意ください。）
- (2) ロードサービスをご利用できる期間は、保険証券に記載の保険期間と同一です。
- (3) ロードサービスのご利用は、事前に専用フリーダイヤルまでご連絡をいただくことが条件となります。お客様にて独自にレッカー・修理業者を手配された場合はサービスの対象外となりますのでご注意ください。
- (4) トラブルにあわれている自動車のご契約のお車であることが確認できない場合でもロードサービスのご提供をいたしますが、後日ロードサービス対象のご契約のお車ではないと判明した場合には、請求書を発送させていただきますのであらかじめご了承ください。
- (5) 長距離搬送の場合や降雪等の気象状況や交通状況によっては、トラブル現場への到着が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。
- (6) ロードサービスは、弊社の業務委託先を通じて、お客様にご提供するものです。
- (7) ご契約や契約内容変更直後である場合には、弊社ロードサービス窓口ですぐにご契約内容を確認できないことがあります。その場合でもこのロードサービスは問題なくご利用できますので安心してご連絡ください。
- (8) 事故または故障現場における作業で車体等に損傷等を生じさせる可能性が予測されるときは、損傷が生じても業務委託会社を免責することに同意する書類に署名をいただく場合があります。
- (9) ロードサービス窓口やサービス実施者の指示に従っていただくなどのご協力を願います。正当な理由がなくご協力いただけない場合には、やむを得ず本サービスの提供（費用の支払いも含む）をお断りさせていただきますことがあります。
- (10) 相手方のある事故等が原因でロードサービスをご利用になり、お客様がその費用について損害賠償請求権を取得した場合は、ロードサービス費用に関する債権は弊社に移転します。
- (11) サービスの内容は予告なく変更することがありますので、あらかじめご了承ください。
- (12) 安全上の理由からレッカー車への同乗はできませんので、あらかじめご了承ください。

6. ロードサービスの内容

- (1) 運搬サービス
 - ① 次のいずれかに該当する場合に、運搬費用 30 万円を上限に運搬サービスを提供します。
 - (ア) ご契約のお車が、①落輪等、②車両損傷、③故障損傷、④走行障害の事由により走行不能となる場合。
 - (イ) ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合において、トランク、パニアケース等の鍵または錠の損傷に起因して、ヘルメットを取り出せないことによって、ロードサービス対象者が運転してはならない状態になること。
 - ② 運搬費用とは、次の費用をいいます。
 - (ア) クレーン等により、ご契約のお車を路面（走行不能となる直前に走行していた路面）に引き戻すために要した費用
 - (イ) 合理的な経路・方法により、ご契約のお車を、走行不能となった地から修理工場等まで運搬するために要した費用（車両

損害（タイヤの単独損害を除きます。）が発生した場合における、修理工場等まで運転するために必要な仮修理の費用、修理工場等まで運搬するために必要な保管の費用を含みます。）

（ウ）修理工場等にてご契約のお車の損害または障害を復旧できない間、合理的な経路・方法により、ご契約のお車を他の修理工場等まで運搬するために要した費用

（2）付帯サービス

① 無料リペアサービス（緊急修理）

ご契約のお車に車両トラブルが発生し走行不能となった場合、30分以内の緊急修理サービスを提供することで回復が見込めると判断した場合に、以下のサービスを提供します。

（ア）バッテリーの点検作業、ジャンピング作業（バッテリー上りの車両にケーブルを接続してエンジンをスタートさせる作業。）ただし、保険期間中1回に限ります。

（イ）タイヤ廻りの点検、タイヤパンク時のスベアタイヤへの交換（二輪自動車および原動機付自転車を除きます。）

（ウ）インロック開錠。ただし、車種・型式により、解錠ができない場合は運搬サービスを適用します。

（エ）エンジンオイルならびに冷却水の補充（但し、オイルの銘柄および補充量の指定はできません。また現場で補充する冷却水は、現場で確保できる水道水等を使用します。）

（オ）その他現場復旧が可能な軽作業。例えば、各種電球やヒューズの交換やボルト締め付け作業など30分以内の作業。

＜ご注意＞

【緊急修理サービスの対象とならない代表例】

（ア）スノータイヤなど季節用タイヤへの交換作業

（イ）スノータイヤなど季節用タイヤからノーマルタイヤへの交換作業

（ウ）チェーン脱着作業

（エ）ドアガラスの開閉トラブルに対する作業

（オ）エアコンなど室内空調機器のトラブルに対する作業

（カ）バッテリーの充電作業

（キ）タイヤパンクの修理作業

（ク）エアロパーツ取り外し作業

（ケ）海岸の砂浜、泥道または道路外でスリップして走行できない場合

（コ）バッテリー液の補充

【お客様負担となる代表例】

（ア）立体駐車場、地下駐車場または狭路等における、作業負担が大きい場合の特殊作業料及び増員増車代

（イ）ロードサービスを利用する方の都合によりサービス実施者を現場で待機させてしまう場合

（ウ）鍵作成代、各種部品代、バッテリー本体代等

② ガス欠サポートサービス

燃料切れ時の燃料補給作業。ガソリン車・ディーゼル車が対象となり、燃料代は、10リットルまで無料です。ただし、保険期間中1回に限ります。また、自宅駐車場などご契約のお車の車両保管場所での燃料補給作業は、対象となりません。

③ アシスタンスサービス

自動車のトラブル解決のために専門スタッフが適切なアドバイスや手配を行います。

＜主なサービス内容＞

（ア）故障の応急処置のアドバイス

（イ）交通機関案内

（ウ）宿泊先の紹介

（エ）修理工場の案内・手配

（オ）レッカー手配

（カ）鍵業者の案内・手配

（キ）レンタカー案内

（3）事故時プラスサポートサービス

① 駆けつけサービス

お客様のご依頼に基づいて、事故対応に精通したスタッフを事故現場に派遣しお客様をサポートいたします。

（ア）安全確保のサポート

ケガ人を確認し、必要に応じて救急への連絡をサポートいたします。

（イ）事故現場の安全確保の確認

二次災害防止のため、簡易的な交通整理を行います。

（ウ）警察へ届出のサポート

警察への届出のアドバイスを行います。

（エ）事故報告のサポート

事故報告に必要な記録の作成のお手伝いをいたします。また、今後の事故解決までの流れをご説明いたします。

（オ）レッカーの手配の実施

ご契約のお車が自力走行困難であると判断した場合には、レッカーの手配を行います。

② 電話サポートサービス

事故発生時にお客様が落ち着いて速やかに事故現場対応を行えるように、安全確保や事故相手の確認などのアドバイスを電話で行います。

（ア）被害者の救護の確認

- (イ) 事故現場の安全確保の確認
- (ウ) 警察への連絡の確認
- (エ) 事故の相手方の確認
- (オ) 事故状況の把握、目撃者の確認
- (カ) その他の事故解決に関するご質問に対して可能な限りご回答

③ GPS 位置特定サービス

ロードサービス出動依頼時に、トラブル場所をうまく説明できない場合には、「GPS 位置特定サービス」をご利用ください。GPS 機能搭載の携帯電話、スマートフォンから位置情報を送信いただくことで、正確なトラブル位置を弊社で特定することができます。ただし、最新機種など一部機種でご利用いただけない場合があります。また、ご利用の際は携帯電話の GPS 機能を ON にしてください。

<ご注意>

- ① これらのサービスにおいては、示談交渉、過失割合の認定、相手方との話し合い等はできません。
- ② 事故現場に派遣するスタッフは提携業者からの派遣となります。
- ③ 現場到着まで一定の時間を要します。また、高速道路上は事故現場駆けつけの対象外となります。

事故が起こった場合のご連絡先

○事故が起こった場合は、下記にご連絡ください。

事故受付ダイヤル

0120-011-313

受付時間：年中無休

保険会社等への苦情・要望等のご連絡先

○弊社への苦情・要望等は、下記にご連絡ください。

お客様サポートダイヤル

0120-550-385

受付時間：09：00～17：00（土・日・祝日を除きます。）

○お客様と弊社との間で問題を解決できない場合

弊社は、法律で定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人保険オンブズマン 03-5425-7963

（受付時間 土日、休日、年末年始等を除く 09：00～12：00 13：00～17：00）

ホームページ：<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

Chubb 損害保険株式会社
www.chubb.com/jp